

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月9日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03-6703-4935

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 ブラックロック欧州株式オープン

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ブラックロック欧州株式オープン

（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(5)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(6)【申込単位】

1万円以上1円単位

なお、販売会社によって異なる購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

(7)【申込期間】

平成28年12月10日から平成29年6月9日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス： www.blackrock.com/jp/

(9)【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払い込みください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

購入不可日

ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック欧州株式オープン（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり () なし

<各分類および区分の定義>

．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円で為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含まず。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額は1,000億円とします。委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができません。

ファンドの特色

a．当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、欧州主要国の大型株および中型株に主に投資します。

主な投資対象国（2016年9月末現在）

英国、フランス、ドイツ、スイス、イタリア、スウェーデン、スペイン、オランダ、フィンランド、ベルギー、デンマーク、ポルトガル、オーストリア、ノルウェー、アイルランド

上記対象国は今後変更になる可能性があります。

b．MSCI欧州株価指数（円換算ベース）をベンチマーク^{*}とします。

* ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当たって、運用成果を評価する際に用いる基準指標です。

* MSCI欧州株価指数とは、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

c. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

当ファンドは、「BGF ヨーロピアン・ファンド^{*1}」および「ICS インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド^{*2}」に投資します。

「BGF ヨーロピアン・ファンド^{*1}」を主要投資対象ファンドとし、その組入比率を高位に保ちます。

- *1 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ ヨーロピアン・ファンド クラスX投資証券」です。
- *2 正式名称は、「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド エージェンシークラス投資証券」です。

投資対象ファンドは、委託会社の判断により適宜見直しを行うことがあります。

d. 外貨建資産に対して原則として為替ヘッジを行いません。

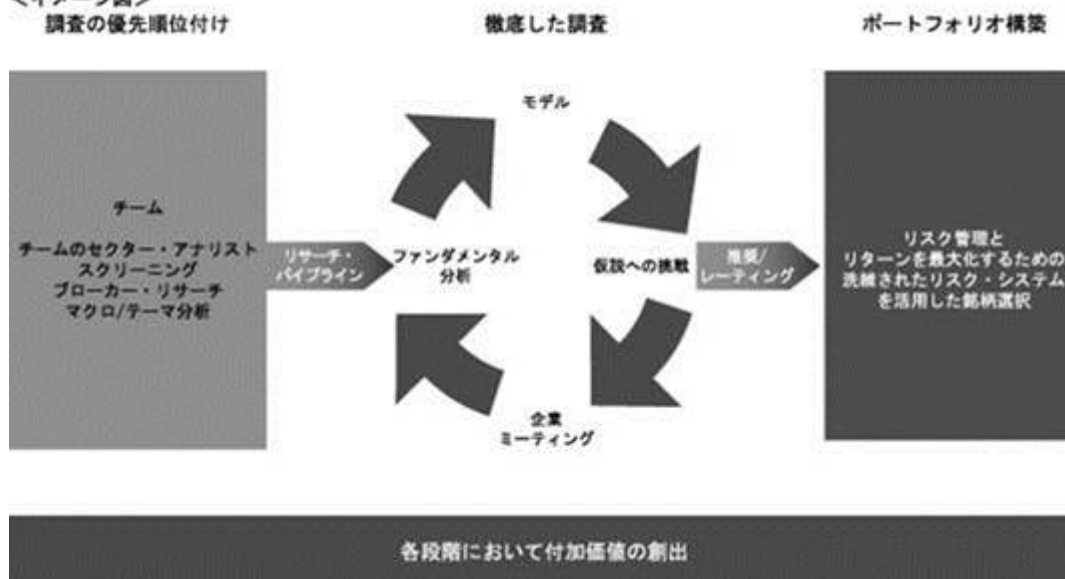
運用プロセス（主要投資対象ファンドの運用プロセス）

チームではポートフォリオ・マネジャーおよびセクター・アナリストが担当セクターについて独自の調査を行います。担当セクターについてのニュース、決算情報、変化等については、チーム全員が参加するミーティングにて情報共有されます。セクター・アナリストによって提案された投資アイデアは、チームでの議論を経て承認されます。

調査過程において、主に以下のことを行います。

- ・ 調査の優先順位をつけるためのスクリーニング
- ・ 財務分析を含めた企業についての綿密な分析
- ・ バリュエーション分析
- ・ 経営陣とのミーティング

<イメージ図>



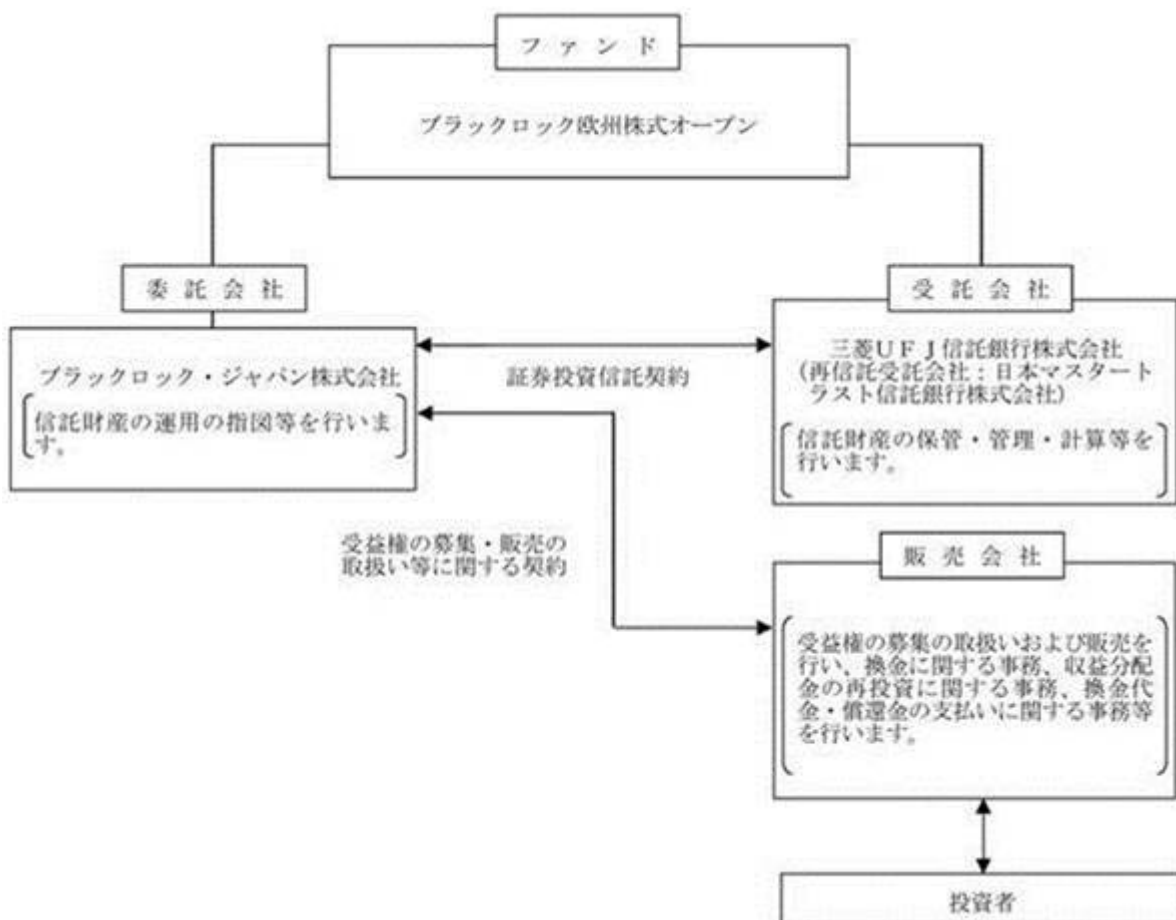
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。主要投資対象ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成10年7月1日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成18年10月1日	ファンド名称を「メリルリンチ欧州株式オープン」は「ブラックロック欧州株式オープン」に、「メリルリンチ欧州株式マザーファンド」は「ブラックロック欧州株式マザーファンド」に変更
平成19年1月4日	投資信託振替制度への移行
平成21年12月2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継
平成27年6月17日	ファンドの仕組みをファンド・オブ・ファンズ形式に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

< ファンド・オブ・ファンズの仕組み >

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



< 委託会社の概況 >

平成28年9月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 2,435百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号: 「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号: 「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,158株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として欧州主要市場の大型株および中小型株を主要投資対象とする投資信託証券へ投資を行います。副次的な投資対象として、短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。

M S C I 欧州株価指数（円換算ベース）をベンチマークとします。

投資対象とする投資信託証券は、ブラックロック・グループの運用会社が運用する別に定める投資信託証券とします。別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、変更することがあります。

各投資信託証券への投資割合は、原則として市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、主要投資対象ファンドへの投資割合を高位に保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．金銭債権（a．およびc．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ）
- c．約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券
- b．地方債証券
- c．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
- d．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
- e．コマーシャル・ペーパー
- f．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- g．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、a．からc．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

投資対象とする金融商品

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用の指図をすることができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

投資対象ファンドの概要

上記投資方針における「別に定める投資信託証券」の概要は以下の通りです。

a．BGF ヨーロピアン・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（円建て）
投資目的および投資態度	当ファンドはトータルリターンを最大化を目指します。当ファンドは、純資産総額の70%以上をヨーロッパの株式（同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる企業の株式を含みます。）に集中して、投資します。
設定日	1993年11月30日
存続期間	無期限
主な投資対象	ヨーロッパの株式（同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。）を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・ 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	ありません。（注）
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回（原則として8月末日）に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド

（注） 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

b. ICS インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド

形態	アイルランド籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(ユーロ建て)
投資目的および投資態度	ファンドは、流動性と元本の安定性を確保しつつ、安定的なインカム水準を追求します。ファンドは、取得時において、ユーロ通貨加盟国の政府により発行されるもしくは保証される短期国債を含む国債、その他債務権および現先取引に投資します。
設定日	2008年12月10日
存続期間	無期限
主な投資対象	ファンドは、取得時においてユーロ通貨加盟国の政府により発行されるもしくは保証される短期国債を含む国債、その他債務権を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体の譲渡性のある証券もしくは短期金融商品への投資は原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の10%を超えて資金の借入れは行いません。
管理報酬 その他費用	管理報酬、保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として9月30日)に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
保管会社	JPMorgan・バンク(アイルランド)ピー・エル・シー

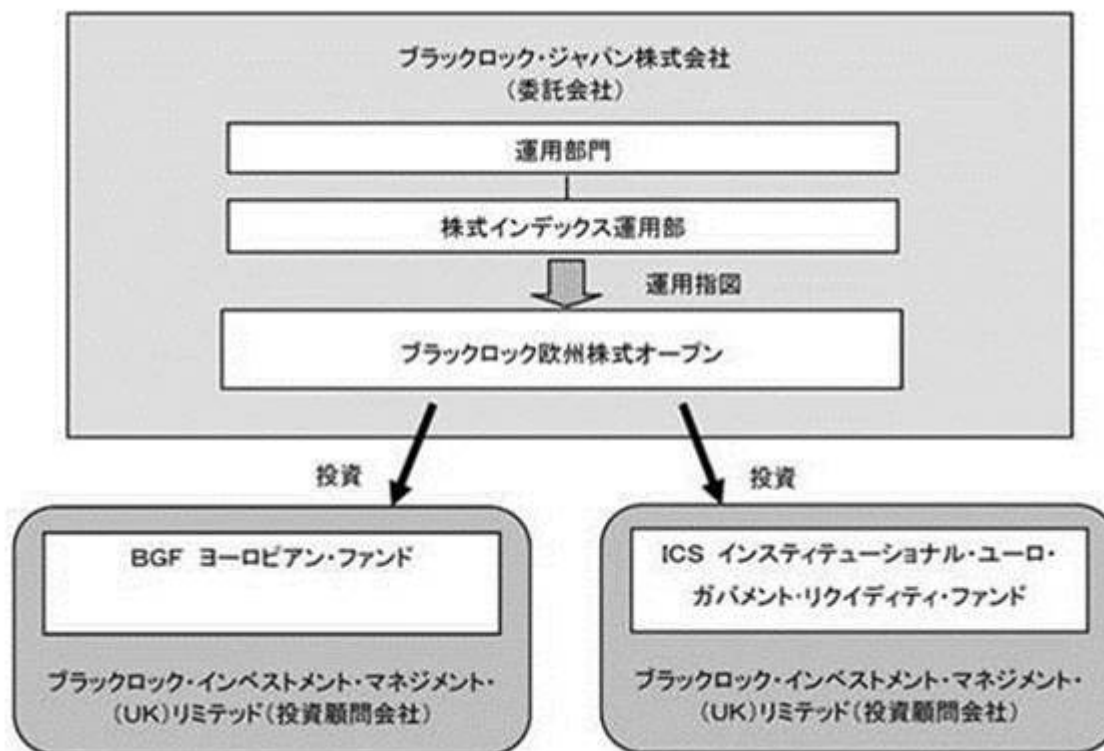
(3) 【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（当ファンド担当：6名程度）が担当いたします。



運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約5.12兆ドル^{*}（約518兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

^{*} 2016年9月末現在。（円換算レートは1ドル=101.27円を使用）

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時（3月15日、9月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含まれます。）等の全額とすることができます。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額については保証するものではありません。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

a．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該信託報酬に係る消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約^{*}に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(5)【投資制限】

以下は、当ファンドの約款で定める投資制限です。

a．投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

b．投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

c．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

d．受託会社の自己または利害関係人等との取引

(a) 受託会社は、投資者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、投資信託約款に定める資産への投資を、信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(b) (a)の取扱いは、「公社債の借入れ」「外国為替予約の指図および範囲」「有価証券売却等の指図」「再投資の指図」および「資金の借入れ」における委託会社の指図による取引についても同様とします。

e．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f．公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

g．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

h．資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．欧州株式投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、主として欧州の株式に投資します。したがって、欧州の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．中小型株式投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さな企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

d．債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券へも投資を行います。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e．デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

b．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

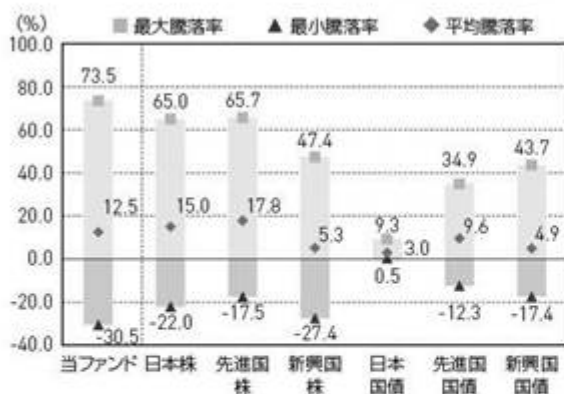
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2011年10月～2016年9月)



当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2011年10月～2016年9月)



※上記グラフは、2011年10月～2016年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記グラフは、2011年10月～2016年9月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属します。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.8144%（税抜1.68%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	年0.9180% (税抜0.85%)		ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.8100% (税抜0.75%)		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	純資産総額が 350億円以下の部分	年0.0864% (税抜0.08%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	350億円超1,000億円以下の部分	年0.0756% (税抜0.07%)	
	1,000億円超1,350億円以下の部分	年0.0648% (税抜0.06%)	
	1,350億円超の部分	年0.0540% (税抜0.05%)	

主要投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

信託報酬の支払時期と支払方法

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。

信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

外貨建資産の保管等に要する費用^{*}は、その都度、信託財産中より支弁します。

^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

主要投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等並びに副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

換金時および償還時の課税について

- a. 個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b. 法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

上記は2016年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

「ブラックロック欧州株式オープン」

(1) 【投資状況】(平成28年9月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資証券	3,104,995,308	99.09
内 ルクセンブルグ	3,071,726,693	98.03
内 アイルランド	33,268,615	1.06
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	28,570,680	0.91
純資産総額	3,133,565,988	100.00

(2) 【投資資産】(平成28年9月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ブラックロック・グローバル・ファンズ ヨーロピアン・ファンド クラスX 投資証券	ルクセンブルグ	投資証券	232,600	13,085.00	3,043,581,992	13,205.99	3,071,726,693	98.03
2	インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド エージェンシークラス投資証券	アイルランド	投資証券	2,901	11,468.37	33,276,279	11,465.72	33,268,615	1.06

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 簿価単価及び評価単価は投資証券の1口当たりの価額です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.09

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第17期(平成19年3月15日)	1,881,259,007	(同左)	1.3571	(同左)
第18期(平成19年9月18日)	2,087,512,187	(同左)	1.4648	(同左)
第19期(平成20年3月17日)	1,683,384,433	(同左)	1.1914	(同左)
第20期(平成20年9月16日)	1,365,409,385	(同左)	1.0707	(同左)
第21期(平成21年3月16日)	710,410,210	(同左)	0.6176	(同左)
第22期(平成21年9月15日)	945,535,900	(同左)	0.9805	(同左)
第23期(平成22年3月15日)	867,340,015	(同左)	0.9907	(同左)
第24期(平成22年9月15日)	784,969,327	(同左)	0.9198	(同左)
第25期(平成23年3月15日)	798,075,787	(同左)	0.9865	(同左)
第26期(平成23年9月15日)	642,151,814	(同左)	0.7614	(同左)
第27期(平成24年3月15日)	768,329,226	(同左)	0.9621	(同左)
第28期(平成24年9月18日)	687,939,858	(同左)	0.9482	(同左)
第29期(平成25年3月15日)	793,631,094	(同左)	1.2656	(同左)
第30期(平成25年9月17日)	1,289,052,835	(同左)	1.4327	(同左)
第31期(平成26年3月17日)	3,463,674,577	3,698,243,658	1.4766	1.5766
第32期(平成26年9月16日)	4,325,137,992	(同左)	1.5033	(同左)
第33期(平成27年3月16日)	3,957,313,785	(同左)	1.6414	(同左)
第34期(平成27年9月15日)	4,639,029,918	(同左)	1.5900	(同左)
第35期(平成28年3月15日)	4,431,022,067	(同左)	1.4305	(同左)
第36期(平成28年9月15日)	3,160,923,823	(同左)	1.2499	(同左)
平成27年9月末現在	4,510,400,533	-	1.5147	-
平成27年10月末現在	4,873,155,123		1.6369	
平成27年11月末現在	5,061,379,663		1.6409	
平成27年12月末現在	5,068,108,151		1.6009	
平成28年1月末現在	4,602,546,679		1.4438	
平成28年2月末現在	4,326,810,819		1.3614	
平成28年3月末現在	4,326,849,539		1.4380	
平成28年4月末現在	4,207,084,823		1.4330	
平成28年5月末現在	4,042,701,495		1.4218	
平成28年6月末現在	3,331,357,826		1.2182	
平成28年7月末現在	3,379,429,352		1.2898	
平成28年8月末現在	3,242,011,349		1.2720	
平成28年9月末現在	3,133,565,988		1.2601	

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第17期	
第18期	
第19期	
第20期	
第21期	
第22期	
第23期	
第24期	
第25期	
第26期	
第27期	
第28期	
第29期	
第30期	
第31期	0.1000
第32期	
第33期	
第34期	
第35期	
第36期	

【収益率の推移】

	収益率(%)
第17期	7.5
第18期	7.9
第19期	18.7
第20期	10.1
第21期	42.3
第22期	58.8
第23期	1.0
第24期	7.2
第25期	7.3
第26期	22.8
第27期	26.4
第28期	1.4
第29期	33.5
第30期	13.2
第31期	10.0
第32期	1.8
第33期	9.2
第34期	3.1
第35期	10.0
第36期	12.6

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

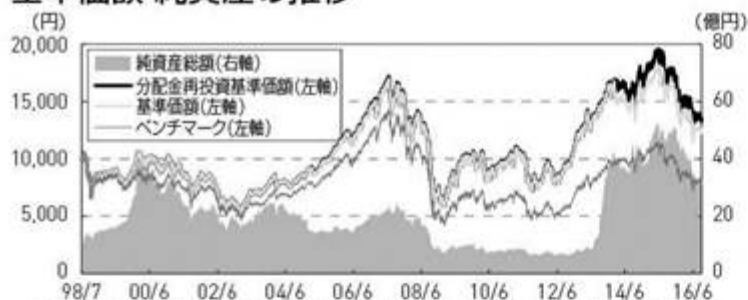
(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第17期	220,624,771	154,843,681	1,386,219,227
第18期	222,274,586	183,415,357	1,425,078,456
第19期	174,417,740	186,561,482	1,412,934,714
第20期	83,896,069	221,621,269	1,275,209,514
第21期	70,152,456	195,033,105	1,150,328,865
第22期	23,619,853	209,575,518	964,373,200
第23期	70,929,624	159,803,406	875,499,418
第24期	76,819,103	98,894,102	853,424,419
第25期	35,708,216	80,126,339	809,006,296
第26期	85,398,523	51,024,929	843,379,890
第27期	23,275,313	68,027,667	798,627,536
第28期	32,950,466	106,080,261	725,497,741
第29期	43,274,856	141,695,950	627,076,647
第30期	375,263,196	102,596,945	899,742,898
第31期	2,922,665,845	1,476,717,931	2,345,690,812
第32期	1,113,349,581	581,946,659	2,877,093,734
第33期	1,001,597,773	1,467,741,250	2,410,950,257
第34期	1,554,293,136	1,047,524,090	2,917,719,303
第35期	524,562,753	344,805,979	3,097,476,077
第36期	70,756,219	639,271,862	2,528,960,434

(参考情報)

運用実績（2016年9月30日現在）

基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
※ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

設定来累計		1,100円
第32期	2014年9月	0円
第33期	2015年3月	0円
第34期	2015年9月	0円
第35期	2016年3月	0円
第36期	2016年9月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

※組入上位10銘柄、国別構成比率ならびに業種別構成比率の状況は、当ファンドの主要投資対象ファンドである「BGF ヨーロピアン・ファンド」の運用状況です。比率は「BGF ヨーロピアン・ファンド」の純資産総額に対する割合です。

資産構成比率

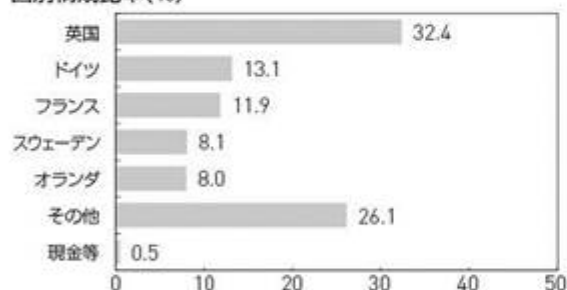


※比率は対純資産総額。
四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

組入上位10銘柄(%)

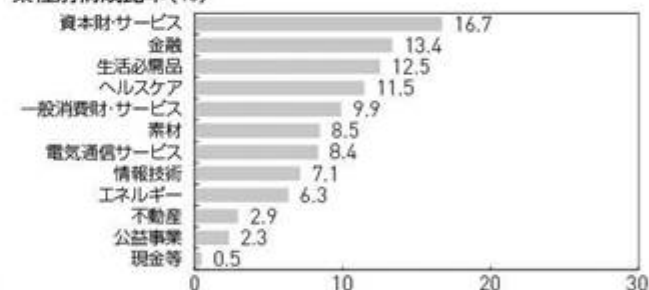
銘柄名	比率
1 BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	3.9
2 ROYAL DUTCH SHELL PLC	3.4
3 ANHEUSER BUSCH INBEV SA	3.4
4 SHIRE PLC	3.2
5 ASTRAZENECA PLC	2.9
6 VINCI SA	2.8
7 ZURICH INSURANCE GROUP AG	2.7
8 TELEFONICA SA	2.6
9 KONINKLIJKE KPN NV	2.5
10 ASML HOLDING NV	2.3

国別構成比率(%)



※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

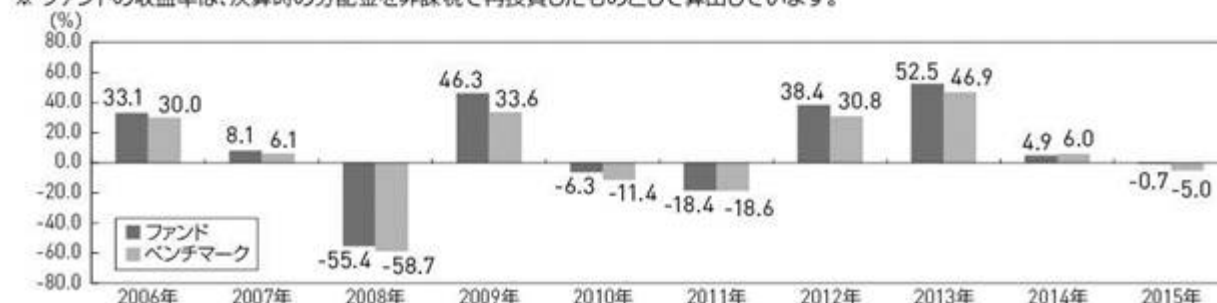
業種別構成比率(%)



年間収益率の推移

※ 直近10年間の年間収益率の推移です。

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと算出しています。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。また、当該販売会社との間で、「累積投資約款^{*}」にしたがって累積投資契約を締結します。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であってもお申込みは受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

1万円以上1円単位とします。

なお、販売会社によって異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

投資者は、販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。購入時手数料は購入代金から差し引かれます。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた申込の受付の中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位をもって換金の申込をすることができません。なお、販売会社によって異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎても換金の申込は翌営業日の取扱いとします。

(2) 換金不可日

ルクセンブルクの銀行の休業日、12月24日、その他主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金の申込は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記にお問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(4) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 換金代金のお支払い

換金代金は、原則として換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できません。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「欧州株式」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年3月16日から9月15日までおよび9月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、換金することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- d . c . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . d . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、
a . および b . のファンドの償還を行いません。
- f . 委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . ~ f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、
d . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、前記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

- e．委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは上記の規定にしたがいま

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期計算期間(平成28年3月16日から平成28年9月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成28年7月1日をもってPwCあらた有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

ブラックロック欧州株式オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第35期 (平成28年3月15日現在)	第36期 (平成28年9月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	84,067,679	64,916,253
投資証券	4,401,946,474	3,129,774,308
流動資産合計	4,486,014,153	3,194,690,561
資産合計	4,486,014,153	3,194,690,561
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,430,508	-
未払受託者報酬	2,026,702	1,607,897
未払委託者報酬	40,534,876	32,158,841
流動負債合計	54,992,086	33,766,738
負債合計	54,992,086	33,766,738
純資産の部		
元本等		
元本	3,097,476,077	2,528,960,434
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,333,545,990	631,963,389
(分配準備積立金)	181,518,869	144,481,207
元本等合計	4,431,022,067	3,160,923,823
純資産合計	4,431,022,067	3,160,923,823
負債純資産合計	4,486,014,153	3,194,690,561

(2)【損益及び剰余金計算書】

	(単位：円)	
	第35期 (自 平成27年 9月16日 至 平成28年 3月15日)	第36期 (自 平成28年 3月16日 至 平成28年 9月15日)
営業収益		
受取配当金	-	862,186
受取利息	3,741	3
有価証券売買等損益	474,708,331	474,132,030
為替差損益	3,875,783	3,792,103
営業収益合計	478,580,373	477,061,944
営業費用		
受託者報酬	2,026,702	1,607,897
委託者報酬	40,534,876	32,158,841
その他費用	12,220	23,409
営業費用合計	42,573,798	33,790,147
営業利益又は営業損失()	521,154,171	510,852,091
経常利益又は経常損失()	521,154,171	510,852,091
当期純利益又は当期純損失()	521,154,171	510,852,091
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	28,014,445	59,617,954
期首剰余金又は期首欠損金()	1,721,310,615	1,333,545,990
剰余金増加額又は欠損金減少額	309,057,693	24,381,445
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	309,057,693	24,381,445
剰余金減少額又は欠損金増加額	203,682,592	274,729,909
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	203,682,592	274,729,909
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,333,545,990	631,963,389

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額についてはそれぞれ入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第35期 (平成28年 3月15日現在)	第36期 (平成28年 9月15日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	3,097,476,077口	2,528,960,434口
2 1口当たり純資産額	1.4305円	1.2499円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第35期 (自 平成27年 9月16日 至 平成28年 3月15日)	第36期 (自 平成28年 3月16日 至 平成28年 9月15日)
分配金の計算過程	第35期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,606,706,965円)、分配準備積立金(181,518,869円)により、分配対象収益は2,788,225,834円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第36期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,131,987,468円)、分配準備積立金(144,481,207円)により、分配対象収益は2,276,468,675円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「欧州株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「債券投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第35期 (平成28年3月15日現在)	第36期 (平成28年9月15日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第35期 (平成28年3月15日現在)	第36期 (平成28年9月15日現在)
期首元本額	2,917,719,303円	3,097,476,077円
期中追加設定元本額	524,562,753円	70,756,219円
期中一部解約元本額	344,805,979円	639,271,862円

2 有価証券関係

第35期(平成28年3月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	462,520,082
合計	462,520,082

第36期(平成28年9月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	407,592,019
合計	407,592,019

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	ブラックロック・グローバル・ファンズ ヨーロピアン・ファンド クラスX投資証券	236,601	3,095,934,422	
	日本円	小計	236,601	3,095,934,422	
	ユーロ	インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズ plc インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド エージェンシークラス投資証券	2,901.570	293,545.160	
	ユーロ	小計	2,901.570	293,545.160 (33,839,886)	
投資証券	合計		3,129,774,308 (33,839,886)		
合計			3,129,774,308 (33,839,886)		

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

同ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ ヨーロピアン・ファンド クラスX投資証券」及び「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド エージェンシークラス投資証券」(以下、両者を併せて「同ファンド」という。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

同ファンドの状況

- (1) 「ブラックロック・グローバル・ファンズ ヨーロピアン・ファンド クラスX投資証券」は、ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、当該ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2016年2月29日に終了する中間計算期間(2015年9月1日から2016年2月29日まで)に係る中間財務書類であります。

当該中間財務書類は、当該ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2016年2月29日現在の中間財務書類のうち、当該ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、中間財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。なお、ルクセンブルグにおける独立監査人の監査を受けておりません。

- (2) 「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド エージェンシークラス投資証券」は、アイルランドにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、当該ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2016年3月31日に終了する中間計算期間(2015年10月1日から2016年3月31日まで)に係る中間財務書類であります。

当該中間財務書類は、当該ファンドを含む「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc」の2016年3月31日現在の中間財務書類のうち、当該ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、中間財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。なお、アイルランドにおける独立監査人の監査を受けておりません。

純資産計算書 2016年2月29日現在(未監査)

	注記	ヨーロピアン・ファンド
		ユーロ
資産		
投資有価証券 - 取得原価		5,092,079,447
未実現評価損		(95,980,771)
投資有価証券 - 時価	2 (a)	4,996,098,676
銀行預金	2 (a)	7,298,259
未収利息および未収配当金	2 (a)	14,120,307
売却投資有価証券未収金	2 (a)	33,090,342
販売投資証券未収金	2 (a)	33,914,621
以下に係る未実現評価益：		
未決済先渡為替予約	2 (c)	47,401,482
その他の資産	2 (a, c)	673,634
資産合計		5,132,597,321
負債		
購入投資有価証券未払金	2 (a)	19,109,498
買戻し投資証券未払金	2 (a)	44,094,394
その他の負債	5 , 6 , 7 , 8	6,807,928
負債合計		70,011,820
純資産合計		5,062,585,501

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

3 会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2016年2月29日現在(未監査)

ヨーロッパ・ファンド

	通貨	2016年 2月29日現在	2015年 8月31日現在	2014年 8月31日現在	2013年 8月31日現在
純資産合計	ユーロ	5,062,585,501	5,303,137,276	5,299,734,340	4,132,848,846
以下の1口当たり純資産価額:					
クラスA 毎年分配型投資証券	ユーロ	97.41	107.08	95.69	86.84
クラスA 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	76.69	78.46	76.39	74.49
クラスA 無分配投資証券	ユーロ	101.34	111.40	98.98	89.52
クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	豪ドル	10.22	11.21	9.87	-
クラスA カナダ・ドル・ヘッジ無分配投資証券	カナダ・ドル	9.92	10.99	9.80	-
クラスA 中国人民元ヘッジ無分配投資証券	中国人民元	83.34	89.76	-	-
クラスA 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券	英ポンド	9.94	10.98	9.77	-
クラスA 香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	香港ドル	14.27	15.78	14.12	12.82
クラスA ニュージーランド・ドル・ヘッジ無分配投資証券	ニュージーランド・ドル	10.45	11.43	9.91	-
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	シンガポール・ドル	11.15	12.23	10.96	-
クラスA 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	米ドル	14.31	15.81	14.15	12.84
クラスC 無分配投資証券	ユーロ	81.63	90.30	81.25	74.41
クラスD 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	76.98	78.46	76.38	74.48
クラスD 無分配投資証券	ユーロ	109.35	119.76	105.60	94.80
クラスD 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	米ドル	12.94	14.24	12.64	11.39
クラスD 無分配英国報告型投資証券	英ポンド	85.69	87.35	83.91	-
クラスE 無分配投資証券	ユーロ	93.18	102.68	91.69	83.34
クラスI 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	9.85	-	-	-
クラスI 無分配投資証券	ユーロ	108.60	118.79	104.48	93.55
クラスX 無分配投資証券	ユーロ	113.17	123.32	107.65	95.67

価格は各投資証券クラスの取引通貨で設定される。2種類以上の取引通貨が入手可能な当該投資証券クラスでは、各投資証券クラスの基準通貨が表示されている。追加の取引通貨額は評価時点の関連する直物為替レートで当該額を換算することによって算定される。

損益および純資産変動計算書 2016年2月29日に終了した会計期間(未監査)

	注記	ヨーロピアン・ファンド
		ユーロ
期首純資産		5,303,137,276
収益		
債券利息		88
配当金、源泉徴収税控除後		39,334,715
有価証券貸付		250,632
収益合計	2 (b)	39,585,435
費用		
銀行利息		29,592
管理事務代行報酬	7	6,268,613
保管および預託報酬	8	373,940
販売報酬	6	895,991
税金	9	1,213,270
投資運用報酬	5	32,179,022
費用合計		40,960,428
純損失		(1,374,993)
以下に係る実現純評価益/(損) :		
投資有価証券	2 (a)	(211,221,920)
上場先物取引	2 (c)	(4,149,759)
先渡為替予約	2 (c)	(42,831,841)
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	(735,462)
当期実現純評価損		(258,938,982)
以下に係る未実現評価益/(損)の純変動額 :		
投資有価証券	2 (a)	(303,239,291)
先渡為替予約	2 (c)	75,557,145
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	138,699
当期末実現評価益/(損)の純変動		(227,543,447)
運用成績による純資産の減少		(487,857,422)
資本の変動		
投資証券発行による正味受取額		1,441,027,006
投資証券買戻しによる正味支払額		(1,193,721,359)
資本の変動による純資産の増加		247,305,647
期末純資産		5,062,585,501

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表 2016年2月29日現在(未監査)

ヨーロッパ・ファンド

	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA 毎年分配型投資証券	247,161	28,203	26,762	248,602
クラスA 毎年分配英国報告型投資証券	23,448	304	99	23,653
クラスA 無分配投資証券	17,964,758	2,609,259	4,013,705	16,560,312
クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	1,541,087	665,951	648,823	1,558,215
クラスA カナダ・ドル・ヘッジ無分配投資証券	626,038	149,039	253,204	521,873
クラスA 中国人民元ヘッジ無分配投資証券	306	-	-	306
クラスA 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券	1,163,421	192,097	387,685	967,833
クラスA 香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	53,891,971	26,898,696	23,844,467	56,946,200
クラスA ニュージーランド・ドル・ヘッジ無分配投資証券	824,993	244,961	232,788	837,166
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	3,660,852	1,013,634	1,116,102	3,558,384
クラスA 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	72,003,397	31,661,967	18,246,713	85,418,651
クラスC 無分配投資証券	669,624	108,031	162,515	615,140
クラスD 毎年分配英国報告型投資証券	19,877	11,640	8,655	22,862
クラスD 無分配投資証券	385,009	98,076	167,920	315,165
クラスD 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	12,585,419	3,281,162	4,416,783	11,449,798
クラスD 無分配英国報告型投資証券	10,202,398	3,038,782	2,150,501	11,090,679
クラスE 無分配投資証券	2,199,137	134,441	326,694	2,006,884
クラスI 毎年分配英国報告型投資証券	-	335	-	335
クラスI 無分配投資証券	644,399	1,498,176	419,540	1,723,035
クラスX 無分配投資証券	2,451,777	115,964	160,098	2,407,643

ヨーロッパ・ファンド

投資有価証券明細表 2016年2月29日現在(未監査)

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
ファンド			
	アイルランド		
11,408,449	Institutional Cash Series plc - Institutional Euro Assets Liquidity Fund~	11,408,449	0.23
ファンド合計		11,408,449	0.23
普通株式			
	ベルギー		
1,306,351	Anheuser-Busch InBev SA/NV	133,900,978	2.65
1,587,535	KBC Groep NV	77,122,450	1.52
		211,023,428	4.17
	デンマーク		
948,596	Carlsberg A/S 'B'	75,339,794	1.49
3,652,586	Novo Nordisk A/S 'B'	174,009,380	3.43
		249,349,174	4.92
	フィンランド		
679,243	Wartsila OYJ Abp	25,125,199	0.50
	フランス		
3,990,172	AXA SA	80,481,769	1.59
855,704	Bouygues SA*	30,540,076	0.60
568,624	Cap Gemini SA	43,425,815	0.86
226,548	Kering	36,077,769	0.71
700,037	LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	106,510,630	2.10
362,596	Pernod Ricard SA	35,363,988	0.70
1,342,687	Renault SA	112,705,147	2.23
810,151	Safran SA	46,040,881	0.91
821,776	Sanofi	59,693,809	1.18
1,758,208	Schneider Electric SE	95,681,679	1.89
431,405	Unibail-Rodamco SE (Reit)	98,317,199	1.94
1,538,916	Vinci SA	97,751,944	1.93
		842,590,706	16.64
	ドイツ		
838,860	adidas AG	81,704,964	1.61
269,876	Continental AG	49,603,209	0.98
1,256,569	Daimler AG	79,038,190	1.56
5,533,934	Deutsche Telekom AG	84,752,199	1.67
1,222,861	Fresenius Medical Care AG & Co KGaA	94,466,012	1.87
1,084,948	Fresenius SE & Co KGaA	65,552,558	1.30
1,395,491	SAP SE	96,721,481	1.91
703,916	Scout24 AG	21,891,788	0.43
2,435,589	TUI AG	33,129,272	0.66
		606,859,673	11.99

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品
(続き)

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
アイルランド			
281,462,241	Bank of Ireland	72,898,720	1.44
2,142,828	CRH Plc	50,173,461	0.99
5,261,075	Ryanair Holdings Plc	74,338,990	1.47
		197,411,171	3.90
イタリア			
4,815,738	Atlantia SpA	109,991,456	2.17
31,035,266	Banca Popolare di Milano Scarl	19,629,805	0.39
52,103,457	Intesa Sanpaolo SpA	120,254,779	2.37
		249,876,040	4.93
ジャージー			
731,023	Randgold Resources Ltd	60,770,965	1.20
1,820,636	Shire Plc	88,883,013	1.76
		149,653,978	2.96
オランダ			
446,407	ASML Holding NV	37,480,332	0.74
36,101,776	Koninklijke KPN NV*	122,060,105	2.41
3,033,270	RELX NV	45,650,713	0.90
		205,191,150	4.05
スウェーデン			
5,559,909	Assa Abloy AB 'B'	97,754,445	1.93
2,110,745	Hexagon AB 'B'	65,821,940	1.30
3,174,157	Lundin Petroleum AB*	45,320,672	0.90
5,616,363	Nordea Bank AB	51,090,588	1.01
4,696,510	Sandvik AB*	39,246,650	0.78
4,313,816	Volvo AB 'B'	39,750,689	0.78
		338,984,984	6.70
スイス			
287,174	Novartis AG*	18,831,388	0.37
491,027	Zurich Insurance Group AG	95,604,920	1.89
		114,436,308	2.26
英国			
2,274,487	Associated British Foods Plc	97,805,670	1.93
3,081,460	AstraZeneca Plc	161,248,981	3.19
5,156,063	Auto Trader Group Plc	24,027,006	0.47
23,577,962	BP Plc	105,208,922	2.08
2,898,082	British American Tobacco Plc	143,887,337	2.84
21,080,068	BT Group Plc	130,590,600	2.58
199,818	Burberry Group Plc	3,340,078	0.07
958,365	Carnival Plc	43,558,762	0.86
3,694,730	Hargreaves Lansdown Plc	58,506,641	1.16
2,611,467	Imperial Brands Plc	123,992,349	2.45
151,679,052	Lloyds Banking Group Plc	138,886,077	2.74
2,938,695	London Stock Exchange Group Plc	100,831,445	1.99

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品
(続き)

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
英国 (続き)			
14,010,742	Merlin Entertainments Plc	81,343,566	1.61
6,279,501	Prudential Plc	100,318,294	1.98
10,889,560	Royal Dutch Shell Plc 'B'	228,261,403	4.51
19,816,847	Tesco Plc	45,275,114	0.89
49,551,678	Vodafone Group Plc	137,956,412	2.72
18,389,074	Worldpay Group Plc	69,149,759	1.37
		<u>1,794,188,416</u>	<u>35.44</u>
普通株式合計		4,984,690,227	98.46
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品合計		4,996,098,676	98.69
投資有価証券合計		4,996,098,676	98.69
その他の純資産		66,486,825	1.31
純資産合計 (ユーロ)		<u>5,062,585,501</u>	<u>100.00</u>

~ 関連当事者ファンドに対する投資。詳細については注記11を参照のこと。

* 貸付有価証券。詳細については注記13を参照のこと。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

未決済先渡為替予約 2016年2月29日現在

通貨	買予約	通貨	売予約	取引相手	期日	未実現評価益/(損) (ユーロ)
ヘッジを使用した豪ドル建投資証券クラス						
AUD	17,280,752	EUR	10,912,274	BNY Mellon	15/3/2016	414,919
EUR	860,438	AUD	1,328,036	BNY Mellon	15/3/2016	(10,040)
未実現純評価益						404,879
ヘッジを使用したカナダ・ドル建投資証券クラス						
CAD	5,603,747	EUR	3,588,265	BNY Mellon	15/3/2016	217,243
EUR	272,713	CAD	418,756	BNY Mellon	15/3/2016	(11,663)
未実現純評価益						205,580
ヘッジを使用した中国人民元建投資証券クラス						
CNY	27,033	EUR	3,667	BNY Mellon	15/3/2016	114
EUR	208	CNY	1,504	BNY Mellon	15/3/2016	(3)
未実現純評価益						111
ヘッジを使用した英ポンド建投資証券クラス						
EUR	924,878	GBP	727,850	BNY Mellon	15/3/2016	(3,532)
GBP	10,360,636	EUR	13,337,921	BNY Mellon	15/3/2016	(122,464)
未実現純評価損						(125,996)
ヘッジを使用した香港ドル建投資証券クラス						
EUR	7,430,651	HKD	63,884,418	BNY Mellon	15/3/2016	(110,916)
HKD	877,543,467	EUR	100,060,338	BNY Mellon	15/3/2016	3,534,452
未実現純評価益						3,423,536
ヘッジを使用したニュージーランド・ドル建投資証券クラス						
EUR	400,736	NZD	669,791	BNY Mellon	15/3/2016	(4,274)
NZD	9,439,856	EUR	5,587,134	BNY Mellon	15/3/2016	121,045
未実現純評価益						116,771
ヘッジを使用したシンガポール・ドル建投資証券クラス						
EUR	1,563,676	SGD	2,433,732	BNY Mellon	15/3/2016	(24,971)
SGD	42,173,962	EUR	26,833,487	BNY Mellon	15/3/2016	696,250
未実現純評価益						671,279
ヘッジを使用した米ドル建投資証券クラス						
EUR	118,525,820	USD	130,884,860	BNY Mellon	15/3/2016	(1,572,282)
USD	1,503,796,516	EUR	1,335,595,490	BNY Mellon	15/3/2016	44,277,604
未実現純評価益						42,705,322
未実現純評価益合計 (ユーロ建の基礎となるエクスポージャー - 1,677,414,198ユーロ)						47,401,482

注：当該取引による未実現純評価益は、純資産計算書に含まれている（注記2c参照）。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

金融デリバティブ商品の要約	未実現評価益 (ユーロ)
未決済先渡為替予約	47,401,482

業種別内訳 2016年2月29日現在

	純資産比率 (%)
金融	20.02
一般消費財	13.29
ヘルスケア	13.10
工業	12.96
消費者主要品	12.95
通信サービス	9.38
エネルギー	7.49
情報技術	7.08
材料	2.19
投資ファンド	0.23
その他の純資産	1.31
	100.00

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

財務書類に対する注記

1. 組織

ブラックロック・グローバル・ファンズ（以下「当社」という。）は、オープンエンド型の変動資本投資法人（変動資本を有する会社型投資信託）としてルクセンブルク大公国の法律に基づき設立された公開有限責任会社（société anonyme）である。当社は、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。）により、2010年12月17日付の法律（随時、改正される）パートの規定に準拠した譲渡可能な有価証券への集合投資事業（以下「UCITS」という。）として認可され、当該法律によって規制されている。

当社は、分離された負債を有する個別の構成要素からなるアンブレラ構造である。各構成要素は他の構成要素から分離された負債を有し、当社は各構成要素の負債について第三者に対し全体として責任を負わない。各構成要素は、構成要素に該当する投資目的に従い管理され投資される個別の投資有価証券の組合せによって組成されている。

2016年2月29日現在、当社は68のサブファンド（以下それぞれを「ファンド」という。）における投資証券を発行しており、以下総称して「当ファンド」という。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールである。各ファンドは、アペンディクスに詳述のとおり投資証券クラスに分類されており、それぞれ個別の投資証券により表象されている。

各投資証券クラスは当社に対して同等の権利を有しているが、特徴および手数料体系はそれぞれ異なる。これについては当社の英文目論見書において詳述されている。

ファンドの併合と閉鎖

2015年9月25日付で、グローバル・エクイティ・ファンドはグローバル・オポチュニティーズ・ファンドと併合した。損益および純資産変動計算書、発行済投資証券口数変動表ならびに3会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要は、グローバル・エクイティ・ファンドについて表示されている。当該ファンドの純資産計算書は、資産および負債が新たに併合された事業体であるグローバル・オポチュニティーズ・ファンドに移転されたため、表示されていない。

2015年12月21日付で、エマージング・マーケット・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは終了した。

2016年2月29日に終了した期間に生じた重要な事象

2015年9月30日付で、ワールド・エネルギー・ファンドのパフォーマンス・ベンチマークが、MSCIワールド・エネルギー・インデックスからMSCIワールド・エネルギー・10/40ネット・トータル・リターン・インデックスに、およびワールド・マイニング・ファンドのパフォーマンス・ベンチマークが、ユーロマネー・グローバル・マイニング・インデックスからユーロマネー・グローバル・マイニング・コンストレインド・ウェイト・ネット・トータル・リターン・インデックスに変更された。

2015年11月6日付で、当社の改訂英文目論見書が発行された。英文目論見書の改訂を知らせる通知書が投資主に送付された。

2015年11月11日付で、スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンドは、新規および既存の投資主に対する投資証券販売を以後の通知があるまで中止した。投資主は、従来通り払戻しはできる。

2016年1月18日付で、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッドが、ブラックロック（チャンネル・アイランズ）リミテッドに代わって当社の主要販売会社になった。

2016年1月20日付で、米ドル建のアジアン・マルチアセット・グロース・ファンドが設定された。

投資証券クラスの設定と再開

当期に設定または再開された投資証券クラスはアペンディクスに開示されている。

2. 重要な会計方針の要約

この財務書類は、ルクセンブルグの投資法人のためにルクセンブルグの関係官庁が規定した財務書類の作成に関連する法律および規制上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

(a) 投資有価証券およびその他の資産の評価

当社の投資有価証券およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

- 公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券は、評価日における最新の入手可能な市場価格に基づき評価される。当該投資有価証券またはその他の資産が複数の証券取引所または規制市場で上場または取引されている場合、取締役会はその裁量により、評価目的でかかる証券取引所または規制市場のいずれか1つを選択することができる。一部のファンドの純資産価額の計算時に該当する市場が終了している場合、または政府が外国投資に財務または取引費用を課す場合に有価証券価額の相違が生じることがある。そのため、取締役は、これらの投資有価証券の公正価値を見積るために公正価値の評価技法を利用した。かかる有価証券およびデリバティブは、適格者（取締役）が決定する実現性の高い価額で評価される。公正価値評価プロセスに固有の不確実性により、これらの見積価額は、当該有価証券にとっての整備された市場が存在する場合に使用されたであろう価額や最終的に回収されうる価額と著しく異なる可能性がある。
- 上場されていない有価証券、またはいかなる証券取引所もしくはその他の規制市場において売買もしくは取引されていない有価証券（クローズドエンド型ファンドの有価証券を含む）および評価額が入手できないその他の市場における上場または非上場有価証券、または取締役が、市場価格が公正市場価格を反映していないと判断した有価証券に関しては、取締役が、処分価格または取得価格の予測額に基づき、慎重かつ誠実に価値を決定する。
- 有価証券貸付：有価証券は貸付代理店の指示により第三者ブローカーに受渡しされるが、当ファンドのポートフォリオの一部として引き続き評価される。
- 短期金融商品は、額面金額に利息を加えた金額が償却原価に基づいて評価され、その評価額は公正価値に近似している。
- 現金、預金、要求払手形ならびにその他の債務および前払費用は、入手できる見込みがない場合を除き額面金額で評価される。
- 主として未収利息および未収配当金、売却投資有価証券未収金ならびに販売投資証券未収金を含む資産は、入手できる見込みがない場合を除き額面金額で評価される。
- 特に未払利息、未払収益分配金、購入投資有価証券未払金および買戻し投資証券未払金を含む負債は、それらの額面金額で評価される。

(b) 投資有価証券からの収益

当社は以下の方法で投資有価証券からの収益を認識している。

- 受取利息は毎日発生し、定額法によるプレミアムの償却およびディスカウントの増加を含む。
- 預金利息、定期預金、集団投資スキームによる収益および短期金融預金の利息は、発生主義で認識されている。
- 受取配当金は、配当落ち日に発生し、源泉徴収税が控除された額で表示されている。
- 有価証券貸付による収益は週次で発生する。
- 社債がデフォルトしていることが確認された場合、デフォルトした有価証券にかかる利息の計上はその時点で停止される。関連当事者からデフォルトの確認をとった上で、未収金は償却される。
- 投資有価証券明細表において、永久債の銘柄に含まれる日付は、当該債券の次の繰上償還可能日である。投資有価証券明細表の銘柄の欄に開示されている利率は期末における適用利率であるが、これらの債券は変動利付債であるため、情報提供の目的のみで表示されている。

保有資産のマイナス実効金利により生じる利息に関連するマイナス利回りに係る費用は、毎日計上され、基礎となる商品の残存期間にわたって損益および純資産変動計算書の「銀行利息」において認識される。

(c) デリバティブ商品

当期において、当ファンドは複数の先渡為替予約・先物取引を締結している。未決済の先渡為替予約・先物取引は、評価日に当該取引を決済した場合の金額で評価される。当該未決済取引から生じる利益 / 損失は未実現評価益 / (損) に計上され、純資産計算書の資産または負債に (適宜) 含まれる。

当ファンドはカバード・コール・オプションおよびプット・オプションの売却、コール・オプションおよびプット・オプションの購入を実施できる。当ファンドはまたスプレッド・オプションにも投資することができる。スプレッド・オプションは、2つ以上の資産の価格の差異から価値が生じる種類のオプションである。当ファンドがオプションを売却および / または購入する時点で、当ファンドによる受取または支払プレミアムと同額が負債または資産として反映される。その後、売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、現在価値を反映するよう時価評価される。見積実現価額を最もよく反映する方法として、取締役は最終取引価格ではなく仲値または決済値に基づいて、市場で取引されるオプションを評価することに合意している。市場で取引されていないオプションは第三者の値付機関から入手する日々価格に基づいて評価している。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取 (支払) プレミアムが売却有価証券から控除 (に加算) される。オプションが失効する場合 (または当ファンドが決済取引を行った場合)、当ファンドはオプションに係る損益を、受取または支払プレミアムの分だけ (もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ) 実現する。

当ファンドは1つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、信用事由の発生による偶発的な支払い (当該契約にあらかじめ定義されている) の見返りとして、いくつかのプレミアムがプロテクションの売り手に支払われる。スワップは可能な限り、第三者の値付機関から入手し、実際のマーケット・メーカーに確認した日々の価格に基づいて時価評価される。こうした時価が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーから入手する日々の相場に基づいて値付される。いずれの場合も、価格の変動は損益および純資産変動計算書に未実現評価益 / (損) の純変動額として計上される。スワップの満期または解約時における実現損益およびスワップに関連して稼得または負担した利息は、損益および純資産変動計算書上に表示される。

当期において、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンドは複数の株式連動債への投資を開始した。一度または複数回の固定クーポンの支払いと引き換えに、元本をブローカーに支払う。満期時に、ファンドは当該元本に基礎となる株式の価値の変動を加減算した金額を受け取ることになる。

事後通告証券 (To Be Announced Securities) (以下「TBA」という。) は、米国政府系機関が発行するモーゲージ担保証券に関連するものである。これらの機関は通常、モーゲージ・ローンプールし、組成されたプールの持分を販売する。TBAは、将来の決済に関して購入または売却される、これらの機関の将来のプールに関連しており、金利または償還日のいずれかが確定していない。TBAは、投資有価証券明細表に個別に開示されている。

当ファンドは通常、有価証券取得の目的でTBA購入契約を締結するが、適切と思われる場合は決済前に契約を処分することがある。TBAの売却による手取金は、契約上の決済日まで受領しない。TBA売却契約が残存している間、当該取引をカバーするために、相応の交付可能有価証券または相殺対象となる (売却契約日以前に交付可能な) TBA購入契約を保有する。

TBA売却契約が、相殺対象である購入契約の取得により終了する場合、ファンドは、裏付けとなる有価証券の未実現利益または損失にかかわらず契約の利益または損失を実現する。ファンドが、契約に基づき有価証券を交付する場合、ファンドは、契約が締結された日に設定された価格で有価証券の売却による利益または損失を実現する。

2016年2月29日現在、当ファンドは未決済のTBAを有していた。これは、純資産計算書の「売却投資有価証券未収金」および「購入投資有価証券未払金」に含まれている。

(d) 為替換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産は、2016年2月29日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートで換算される。

(e) 結合財務書類

各ファンドの財務書類はファンドの基準通貨で表示されている。

2016年2月29日現在、以下のファンドはクロス・アンブレラ型投資有価証券を保有しており、その時価は結合純資産総額の0.09%に相当する。これらの投資有価証券は、結合経営成績の表示目的のために消去されていない。

ファンド	クロス・アンブレラ型投資有価証券	評価額 (単位：米ドル)
アジア・マルチアセット・グロース・ファンド ⁽¹⁾	ブラックロック・グローバル・ファンズ - インディア・ファンズ	1,820,153
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	ブラックロック・グローバル・ファンズ - エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド	59,360,000
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・タイガー・ボンド・ファンド	562
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	ブラックロック・グローバル・ファンズ - 米ドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	48,093,318

⁽¹⁾ 当期において設定されたファンド。詳細については注記1を参照のこと。

当社の結合数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務書類の合計を含んでいる。純資産計算書の換算レートは、2016年2月29日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
米ドル	0.9180	0.7194	112.7350	0.9995	6.5518

損益および純資産変動計算書の換算レートは、期中にわたり算定された平均レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
米ドル	0.9081	0.6780	118.5112	0.9920	6.5028

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されており、小数第5位を四捨五入している。財務書類においては、小数第9位までの為替レートを適用している。

(f) 為替レート

下記の為替レートは、2016年2月29日現在、当ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産およびその他の負債を換算するために使用された。

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
U A E ディルハム	0.1959	0.2722	0.2499	30.6920	0.2721	1.7837
アルゼンチン・ペソ (公式レート)	0.0463	0.0643	0.0590	7.2498	0.0643	0.4213
アルゼンチン・ペソ (非公式レート)	0.0460	0.0640	0.0587	7.2140	0.0640	0.4193
豪ドル	0.5142	0.7148	0.6561	80.5817	0.7144	4.6831
ブルガリア・レフ	0.4006	0.5569	0.5112	62.7821	0.5566	3.6487
ブラジル・リアル	0.1815	0.2523	0.2316	28.4444	0.2522	1.6531
ボツワナ・ブラ	0.0632	0.0878	0.0806	9.9037	0.0878	0.5756
カナダ・ドル	0.5324	0.7401	0.6794	83.4326	0.7397	4.8488
スイス・フラン	0.7198	1.0005	0.9184	112.7918	1.0000	6.5551
チリ・ペソ	0.0010	0.0014	0.0013	0.1630	0.0014	0.0095
オフショア中国人民元	0.1098	0.1526	0.1401	17.2068	0.1526	1.0000
中国人民元	0.1099	0.1527	0.1402	17.2191	0.1527	1.0007
コロンビア・ペソ	0.0002	0.0003	0.0003	0.0339	0.0003	0.0020
キプロス・ポンド	1.3390	1.8612	1.7085	209.8243	1.8603	12.1943
チェコ・コルナ	0.0290	0.0403	0.0370	4.5383	0.0402	0.2637
ドイツ・マルク	0.4007	0.5570	0.5113	62.7909	0.5567	3.6492

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民幣元
デンマーク・クローネ	0.1051	0.1460	0.1340	16.4624	0.1460	0.9567
ドミニカ共和国・ペソ	0.0159	0.0221	0.0203	2.4911	0.0221	0.1448
エストニア・クローン	0.0501	0.0696	0.0639	7.8488	0.0696	0.4561
エジプト・ポンド	0.0919	0.1277	0.1172	14.3978	0.1276	0.8367
ユーロ	0.7837	1.0894	1.0000	122.8114	1.0888	7.1374
英ポンド	1.0000	1.3900	1.2760	156.7073	1.3894	9.1073
グルジア・ラリ	0.2924	0.4065	0.3731	45.8269	0.4063	2.6633
ガーナ・セディ	0.1833	0.2548	0.2339	28.7223	0.2546	1.6692
香港ドル	0.0925	0.1286	0.1181	14.5023	0.1286	0.8428
クロアチア・クーナ	0.1028	0.1428	0.1311	16.1038	0.1428	0.9359
ハンガリー・フォリント	0.0025	0.0035	0.0032	0.3947	0.0035	0.0229
インドネシア・ルピア	0.0001	0.0001	0.0001	0.0084	0.0001	0.0005
イスラエル・シェケル	0.1844	0.2564	0.2353	28.9029	0.2563	1.6797
インド・ルピー	0.0105	0.0146	0.0134	1.6476	0.0146	0.0958
アイスランド・クローナ	0.0055	0.0077	0.0071	0.8679	0.0077	0.0504
イタリア・リラ	0.0004	0.0006	0.0005	0.0634	0.0006	0.0037
日本円	0.0064	0.0089	0.0081	1.0000	0.0089	0.0581
ケニア・シリング	0.0071	0.0098	0.0090	1.1096	0.0098	0.0645
韓国ウォン	0.0006	0.0008	0.0007	0.0912	0.0008	0.0053
カザフスタン・テンゲ	0.0021	0.0029	0.0026	0.3221	0.0029	0.0187
クウェート・ディナール	2.3909	3.3235	3.0508	374.6737	3.3218	21.7748
スリランカ・ルピー	0.0050	0.0069	0.0063	0.7794	0.0069	0.0453
モロッコ・ディルハム	0.0727	0.1010	0.0927	11.3879	0.1010	0.6618
メキシコ・ペソ	0.0397	0.0552	0.0507	6.2211	0.0552	0.3616
メキシコUDI	0.2157	0.2999	0.2753	33.8054	0.2997	1.9647
マレーシア・リングgit	0.1711	0.2378	0.2183	26.8096	0.2377	1.5581
ナイジェリア・ナイラ	0.0036	0.0050	0.0046	0.5658	0.0050	0.0329
ノルウェー・クローネ	0.0826	0.1148	0.1054	12.9465	0.1148	0.7524
ニュージーランド・ドル	0.4745	0.6595	0.6054	74.3534	0.6592	4.3212
オマーン・リアル	1.8688	2.5977	2.3846	292.8561	2.5964	17.0198
ペルー・新ソル	0.2041	0.2837	0.2604	31.9814	0.2835	1.8587
フィリピン・ペソ	0.0151	0.0210	0.0193	2.3709	0.0210	0.1378
パキスタン・ルピー	0.0069	0.0096	0.0088	1.0771	0.0095	0.0626
ポーランド・ズロチ	0.1801	0.2503	0.2298	28.2160	0.2502	1.6398
カタール・リアル	0.1976	0.2747	0.2522	30.9671	0.2746	1.7997
ルーマニア・レイ	0.1752	0.2435	0.2235	27.4521	0.2434	1.5954
ロシア・ルーブル	0.0095	0.0132	0.0122	1.4925	0.0132	0.0867
サウジ・リアル	0.1918	0.2666	0.2448	30.0591	0.2665	1.7469
スウェーデン・クローネ	0.0841	0.1169	0.1073	13.1743	0.1168	0.7656
シンガポール・ドル	0.5119	0.7116	0.6532	80.2187	0.7112	4.6620
スロベニア・トラール	0.0033	0.0045	0.0042	0.5125	0.0045	0.0298
スロバキア・コルナ	0.0260	0.0362	0.0332	4.0765	0.0361	0.2369
タイ・バーツ	0.0202	0.0281	0.0258	3.1640	0.0281	0.1839
新トルコ・リラ	0.2431	0.3380	0.3102	38.1014	0.3378	2.2143
台湾ドル	0.0216	0.0301	0.0276	3.3924	0.0301	0.1972
ウクライナ・グリブナ	0.0267	0.0372	0.0341	4.1909	0.0372	0.2436
ウルグアイ・ペソ	0.0224	0.0311	0.0286	3.5098	0.0311	0.2040

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
米ドル	0.7194	1.0000	0.9180	112.7350	0.9995	6.5518
ベネズエラ・ボリバル・フェルテ	0.0533	0.0741	0.0680	8.3507	0.0740	0.4853
ベトナム・ドン	0.0000	0.0000	0.0000	0.0051	0.0000	0.0003
南アフリカ・ランド	0.0453	0.0629	0.0578	7.0925	0.0629	0.4122

人民元は、外国為替制限を受けており、自由に換金できる通貨ではない。中国人民元債券・ファンドに使用されている為替レートは、オフショア中国人民元(以下「CNH」という。)に関連するものであり、オンショア中国人民元(以下「CNY」という。)に関連するものではない。CNHの価値は、中国政府により随時適用される外国為替管理政策および還流制限ならびにその他外部の市場原理を含むがこれらに限定されない複数の要因により、CNYの価値と大幅に異なる可能性もある。

(g) 希薄化

取締役は、ファンドの投資証券1口当たり純資産価額を調整して当該ファンドが受ける「希薄化」の影響を軽減することがある。希薄化は、ファンドの原資産を購入または売却する実際のコストが、取引費用、税金および原資産の購入価格と売却価格間のスプレッドにより、当該ファンドの評価における原資産の帳簿価額を逸脱している場合に生じる。希薄化は、ファンドの価値に悪影響を及ぼし、その結果投資主に影響を与える可能性がある。投資証券1口当たり純資産価額を調整することにより、この影響を軽減または回避して、既存の投資主を希薄化による影響から保護することができる。いずれかの取引日において、当該ファンドの全投資証券クラスの総取引によって、当該ファンドに対して取締役が(当該ファンドの市場取引費用に関連して)随時設定する基準値を超える投資証券の純増減が生じた場合、取締役は当該ファンドの純資産価額を調整することがある。

英文目論見書のアペンディクスBの17(c)に従い、2016年2月29日現在、かかる希薄化調整はASEANリーダーズ・ファンド、ヨーロピアン・フォーカス・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドに適用されている。

投資証券1口当たりの公表/取引純資産価額は、3会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要に開示されており、希薄化調整が含まれている場合がある。この調整は、純資産計算書および損益および純資産変動計算書では認識されていない。

(h) 取引費用

取引費用は有価証券の取得、発行または処分直接帰属する増分コストである。増分コストは事業体が有価証券を取得、発行または処分しなかった場合には発生していなかったであろうコストである。有価証券の当初認識時に、有価証券は、その取得または発行に直接帰属する取引費用を加えた時価で測定される。

有価証券の購入または売却にかかる取引費用は、保管銀行の取引手数料を除いて、各ファンドの純資産計算書の実現純評価益/(損)または未実現評価益/(損)の純変動額に含まれる。保管銀行の取引手数料はファンドの損益および純資産変動計算書の保管および預託報酬に含まれている。

(i) その他の取引に係る外国通貨

その他の取引に係る外国通貨は、現金残高およびスポット取引に係る実現評価損益および未実現評価損益に関連している。

3. 子会社

インドア・ファンドは、その投資目的および投資方針に従い、当社の完全所有子会社であるブラックロック・インドア・エクイティズ(モーリシャス)リミテッド(以下「子会社」という。)のみを通じて、その総資産の少なくとも70%を在インド企業または主たる経済活動をインドで営んでいる企業の株式に投資している。

当子会社の資産および負債、収益および費用はすべて、当社の純資産計算書ならびに損益および純資産変動計算書において結合されている。当子会社が保有する投資有価証券はすべて、インドア・ファンドの投資有価証券明細表において開示されている。当子会社は、モーリシャス法に基づいて2004年9月1日に設立された。

現在、当子会社は、インド/モーリシャスの二重課税条約により税金免除の恩恵を受けている。子会社は、インド市場で取引される有価証券に投資しており、子会社は二重課税条約による恩恵を受けることを見込んでいる。子会社は毎年一定の検査を受け、モーリシャスの納税者居住性の確立および関連要件を含む条件を満たしていなければならない。子会社は、モーリシャス歳入庁(Mauritian Revenue Authorities)から納税者居住証明を取得しており、かつ、インドに支店または恒久的施設を有していないことから、有価証券の売却時にインドのキャピタル・ゲイン税は課されないが、インドの有価証券に係る受取利息について20.6%(2015年:20.6%)のインドの源泉徴収税が課される。

子会社については、英文目論見書及び535ページ(訳注:原文のページ)で詳述される。

4. 運用会社

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、運用会社として従事するよう当社により任命されている。運用会社はルクセンブルグの公開有限責任会社(société anonyme)であり、2010年法第15章に従い、ファンドの運用会社として従事するよう権限を与えられている。

当社は、運用会社との間で運用会社契約を締結した。当該契約に基づき、運用会社は当社の日々の管理を委任されており、これにより当社の投資運用、管理事務および当ファンドのマーケティングに関連するすべての業務を直接または委任して行う責任を有する。

当社の合意のもと、運用会社は、英文目論見書に詳述されているとおり、その業務の一部を委任することを決定した。

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は、C S S Fにより規制されている。

5. 投資運用報酬

当期において、当社は運用会社であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーに対して投資運用報酬を支払った。

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は年率の投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の水準は0.00%から1.75%の間であり、投資家が購入するファンドおよび投資証券クラスに応じて異なる。これらの報酬は、該当ファンドの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。投資顧問会社への報酬を含む特定の費用および報酬は、投資運用報酬より支払われる。クラスJおよびクラスX投資証券について請求される投資運用報酬はない。

投資運用報酬の減額は、損益および純資産変動計算書の投資運用報酬から別掲で開示されている。当期において、以下のファンドは投資運用報酬が減額されている。

ユーロ・リザーブ・ファンド

USドル・リザーブ・ファンド

2016年2月29日現在、未払投資運用報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

6. 販売報酬

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は年間販売報酬を支払う。販売報酬の水準は、0.00%から1.25%の間である。クラスA、D、I、J、S、XおよびZ投資証券では、販売報酬を支払わない。ユーロ・リザーブ・ファンドおよびUSドル・リザーブ・ファンドのクラスA、C、D、I、J、SおよびX投資証券では、販売報酬を支払わない。当該報酬は、該当ファンドの純資産価額(該当する場合、アペンディクスB第17(c)項に記載されているとおり、該当ファンドの純資産価額への希薄化調整を反映している)に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

当社は、損益および純資産変動計算書において詳述されているとおり、販売報酬を支払う。

2016年2月29日現在、未払販売報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

7. 管理事務代行報酬

当社は管理事務代行報酬を運用会社に支払っている。

管理事務代行報酬の水準は、運用会社との合意に基づく取締役の裁量によって変更される場合があり、当社が発行する様々なファンドと投資証券クラスのそれぞれに異なる比率で適用されることになる。ただし、取締役と運用会社の間で、現在支払われている管理事務代行報酬の上限を年率0.25%とすることが合意されている。管理事務代行報酬は、該当する投資証券クラスの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

取締役および運用会社は、各ファンドの市場部門および競合他社と比較したファンドの業績といった複数の基準を考慮に入れ、ファンドの投資家が入手可能な類似する投資商品の市場全体について比較した場合に各ファンドの総費用比率が確実に優位性を保てることを目標とした料率で、管理事務代行報酬の水準を設定している。

管理事務代行報酬は、保管報酬、販売報酬、有価証券貸付手数料、欧州連合の源泉徴収税還付請求に関連する法的費用とその税金ならびに投資レベルまたは当社レベルで課される税金を除き、当社が負担したすべての固定および変動の営業費用および管理費に充てる目的で運用会社が使用する。

当社は、欧州連合の源泉徴収税還付請求に関連する法的費用を支払い、関連するファンドに（その税金と併せて）対等かつ公正に配分する。当社の還付請求が認められる確率が高く、回収される税金は、当該還付請求提訴のための関連法的費用を大幅に上回ったため、関連法的費用は、2015年7月20日以降は、管理事務代行報酬から支払われない。

また、管理事務代行報酬は、監査ならびに投資家による税金報告およびその他の税金に係る順守事項に関連するサービスに対してルクセンブルグにあるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ（以下「プライスウォーターハウスクーパース」という。）に支払われる報酬に充てるために使われる。プライスウォーターハウスクーパースによって提供されている投資家による税金報告に関連するサービスは、特定の課税管轄に居住する投資家に要求されている税金報告に関わるものである。当社に提供されているサービスについてプライスウォーターハウスクーパースに支払っている報酬はこれ以外にない。

これらの営業費用および管理費には、すべての第三者費用と、当社が、または当社が代行して随時負担したその他の回収可能な費用が含まれる。この費用には、ファンド経理報酬、名義書換事務代行報酬（副名義書換事務代行会社および関連するプラットフォームとの取引費用を含む）、コンサルタント、法律、税金および監査報酬等のすべての専門家費用、取締役報酬（ブラックロック・グループの従業員でない取締役に對する報酬）、交通費、合理的な範囲の立替経費、印刷費、公告費、翻訳費用および投資主への報告に関連するその他すべての費用、規則当局への届出およびライセンス手数料、コルレスおよびその他の銀行手数料、ソフトウェアのサポートおよび維持、営業費用およびインベスター・サービス・チームおよび様々なブラックロック・グループ会社によって提供されたその他のグローバル管理サービスに帰属する費用が含まれるが、これらに限定されない。

運用会社は、ファンドの総費用比率の競争優位性を維持する財務リスクを負っている。したがって、すべての期間において当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬の金額のうち、期中に発生した実際の費用を超える額について運用会社は返還する義務を負わず、一方で期中に発生した実際の費用のうち、当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬を超える額については、運用会社または他のブラックロック・グループ会社が負担しなければならない。

ブラックロック・グループの従業員でない取締役に、遂行した業務の報酬として税込みで年間55,000ユーロ支払われた。会長の報酬が税込みで年間60,000ユーロである。ブラックロック・グループの従業員である取締役は、取締役報酬を受ける権利を有していない。

特定の管轄地域に適用される税金も、ファンドに直接請求される（注記9参照）。

2016年2月29日現在、未払管理事務代行報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

8. 保管および預託報酬

当期における当社の保管銀行は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド、ルクセンブルグ支店である。保管銀行は、英文目論見書において詳述される取引手数料に加えて、有価証券の価額に基づき毎日発生する年間報酬を受領する。両カテゴリーの報酬および手数料の料率は、投資先の国によって異なり、場合によっては資産クラスに応じて異なる。債券や先進国の株式市場に対する投資は上記の幅の下限となり、新興市場に対する一部の投資は、上記の幅の上限となる。そのため、各ファンドの保管費用は、その時点における資産配分により左右されることになる。

保管および預託報酬はファンドに直接請求される。2016年2月29日現在、未払いである保管および預託報酬は純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

R Q F I I 保管銀行

保管銀行は、香港上海銀行（中国）株式会社を、人民元適格外国機関投資家（以下「R Q F I I」という。）保管銀行として指名した。R Q F I Iへの割当の潜在的な影響は英文目論見書において詳述されている。2016年2月29日に終了した期間において、R Q F I I保管銀行は当社業務に関与していなかった。

9. 税金

ルクセンブルグ

現在のルクセンブルグの法律および慣習に基づき、当社はルクセンブルグにおける所得税もしくはキャピタル・ゲイン税が課されず、また、当社が支払う配当金はルクセンブルグの源泉徴収税の対象となっていない。しかし、当社は、純資産価額に対して年率0.05%のルクセンブルグにおける税金、またはリザーブ・ファンド、クラスI、クラスJおよびクラスXの投資証券の場合には純資産価額に対して年率0.01%の税金が課される。当該税金は、各ファンドの該当四半期末（暦年）の純資産価額に基づき、四半期毎に支払われる。ルクセンブルグにおいて、投資証券の発行に伴う印紙税またはその他の税金は支払われない。2016年2月29日に終了した期間において、ルクセンブルグの税金に関連する25,459,125米ドルが費用計上された。

ベルギー

当社は金融市場に関する2012年8月3日法第154条に基づき、ベルギーの金融サービス市場機構に登録されている。ベルギーにおいて一般向け販売のために登録されたファンドには、前年の12月31日現在、ベルギーの仲介者を通じてベルギーで販売された口数の純資産価額に対して年率0.0925%の税金が課される。2016年2月29日に終了した期間において、ベルギーの税金に関連する費用は計上されなかった。

英国

報告型ファンド（Reporting Funds）

当社では英国報告型ファンドの形態が適用されている。このファンド形態に基づき、英国報告型ファンドの投資家は、分配のあるなしにかかわらずその保有高に応じた英国報告型ファンドの収益持分について課税されるが、その保有高の売却益にはキャピタル・ゲイン税が課される。現在、英国報告型ファンドであるファンドのリストは、<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-fundslist-of-reporting-funds>より入手可能である。

その他の取引税

他の管轄地域において、当ファンドが保有する特定の資産に対し、金融取引税（以下「F T T」という。）またはその他の取引税といった税金が課される場合がある（例えば、英国の印紙税、フランスのF T T）。

源泉徴収税

当社が受け取る投資に係る配当金および利息は、その支払元の国において源泉徴収税が課せられる場合がある。当社が所得税を免除されているため、かかる源泉徴収税は通常、回収できない。しかしながら、最近の欧州連合における判例法によって、そのような回収不能の税金が減額される可能性が出てきた。市民権を有する国、居住国、あるいは住所を登録している国の法律に基づいて、投資証券の販売、購入、保有、買戻し、転換、売却において課せられる可能性がある税金について、投資家は熟知するとともに、専門家に適時に相談すべきである。投資家は、課税の水準および課税の標準ならびに課税の軽減が変更される可能性があることに留意する必要がある。源泉徴収税の負担の可能性については、英文目論見書においてさらに説明されている。

10. 投資顧問会社

運用会社であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、同社の投資運用機能を、英文目論見書に記載のとおり、以下の投資顧問会社(以下それぞれを「投資顧問会社」という。)に委託している。ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク(ユーエス)(以下「BFM」という。)、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(ユーエス)(以下「BIMLLC」という。)、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド(以下「BIMUK」という。)およびブラックロック(シンガポール)リミテッド(以下「BSL」という。)

すべての投資顧問会社は、ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーにより直接任命されている。すべての副投資顧問会社は関連する投資顧問会社により任命されている。これらのうちの数社は、投資顧問会社として以下の会社に業務の一部を再委託している。ブラックロック・ジャパン株式会社(以下「BLKJap」という。)、ブラックロック・アセット・マネジメント・ノースアジア・リミテッド(以下「BAMNA」という。)およびブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(以下「BLKAus」という。)

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
ASEANリーダーズ・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・ドラゴン・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・グロース・リーダーズ・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・ローカル・ボンド・ファンド	BSL	BAMNA
アジア・マルチアセット・グロース・ファンド ⁽¹⁾	BSL、BIMUK、 BIMLLC	BAMNA、 BLKAus
アジア・タイガー・ボンド・ファンド	BSL	BAMNA
チャイナ・ファンド	BIMUK	BAMNA
コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド	BIMUK	-
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	BIMUK	-
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	BSL、BIMUK、 BFM	-
エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド	BSL、BIMUK、 BFM	-
エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド	BIMUK、BIMLLC	-
エマージング・マーケット・ファンド	BIMUK、BIMLLC	-
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	BSL、BIMUK、 BFM	BAMNA
ユーロ・ボンド・ファンド	BIMUK	-
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	BIMUK	-
ユーロ・リザーブ・ファンド	BIMUK	-
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	BIMUK	-
ユーロ・マーケット・ファンド	BIMUK	-
ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド	BIMUK	-
ヨーロピアン・フォーカス・ファンド	BIMUK	-
ヨーロピアン・ファンド	BIMUK	-
ヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ⁽¹⁾	BIMUK	-
ヨーロピアン・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	BIMUK	-
ヨーロピアン・バリュエーション・ファンド	BIMUK	-
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	BSL、BIMUK、 BFM	BLKAus
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	BIMUK	-
グローバル・アロケーション・ファンド	BIMLLC	-
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	BIMUK、BFM	BLKAus
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	BIMLLC	-
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	BIMUK	-

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	B I M U K	-
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	B I M U K、B F M	B L K A u s
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド	B F M	B L K A u s
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド ⁽²⁾	B I M U K、B I M L L C	-
グローバル・スモールキャップ・ファンド	B I M L L C	-
インドシア・ファンド	B I M U K	B A M N A
ジャパン・フレキシブル・エクイティ・ファンド	B I M U K	B A M N A
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	B I M U K	B L K J a p
ラテン・アメリカン・ファンド	B I M L L C	-
ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド	B I M L L C、B I M U K	-
ニュー・エネルギー・ファンド	B I M U K	-
ノースアメリカン・エクイティ・インカム・ファンド	B I M L L C	-
パシフィック・エクイティ・ファンド	B I M U K	B A M N A
中国人民元ボンド・ファンド	B S L、B I M U K	B A M N A
スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	B I M U K	-
ユナイテッド・キングダム・ファンド	B I M U K	-
USベシック・パリュウ・ファンド	B I M L L C	-
USドル・コア・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	B F M	-
USドル・リザーブ・ファンド	B F M	-
USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	B F M	B L K A u s
USフレキシブル・エクイティ・ファンド	B I M L L C	-
USガバメント・モーゲージ・ファンド	B F M	-
USグロース・ファンド	B I M L L C	-
USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	B I M U K、B I M L L C	-
ワールド・アグリカルチャー・ファンド	B I M U K	-
ワールド・ボンド・ファンド	B I M U K、B F M	B L K A u s
ワールド・エネルギー・ファンド	B I M U K	-
ワールド・フィナンシャルズ・ファンド	B I M U K	-
ワールド・ゴールド・ファンド	B I M U K	-
ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	B I M U K、B I M L L C	-
ワールド・マイニング・ファンド	B I M U K	-
ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンド	B S L、B I M U K、 B I M L L C	-
ワールド・テクノロジー・ファンド	B I M U K	-

(1) 当期において設定されたファンド。詳細については注記1を参照のこと。

(2) ファンドの併合。詳細については注記1を参照のこと。

11. 関連当事者との取引

運用会社、主販売会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立されたブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービス・グループ・インクがブラックロック・インクの主要株主となっている。当社のために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、通常の条件で有価証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他のサービスを提供していた、もしくは本人として取引をしていた可能性があり、差益が生じる可能性がある。かかる取引は、通常の業務過程において標準的な取引条件に基づいて行われる。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は市場の慣例に従って支払われており、手数料がブローカーおよびエージェントによって一括されている、あるいはその他の手法によって割り引かれたり、現金により手数料が割り戻された場合、その差益は当社に還元されている。PNCグループのサービスは、手数料および取引条件が投資市場においてブラックロックと関連が無いその他のブローカーおよびエージェントとほぼ同様であることを前提として適切であると判断された場合に投資顧問会社によって利用可能であり、このことは、最高の成績を達成するという上述の方針と一貫性がある。当期において、運用会社、投資顧問会社、副投資顧問会社または当社の取締役の関連当事者であるブローカーを通じて当社に影響を及ぼす取引はなかった。

当期において、当社、運用会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、当社の取締役、あるいはこれらの者またはこれらの関連当事者が重要な利害関係を有する企業との間で、通常の業務範囲外のあるいは標準的な取引条件外の取引は行われていない。

当期において、取締役によるファンドの投資証券の購入はなかった。

有価証券貸付契約に従って任命された有価証券貸付の代理人は、当社の関連当事者であるブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドである。ブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドは有価証券貸付取引に直接関連するすべての運用費用を負担する。

当ファンドは、ブラックロック・インクが提供している借手のデフォルトに対する補償から利益を得ている。当該補償により、全貸付有価証券の差替えが可能となる。ブラックロック・インクは、借手のデフォルトに対する補償費用を負担する。

詳細については注記13「効率的なポートフォリオ管理」を参照のこと。

12. コミッションの使用

1社または複数の投資顧問会社は、適用される法律または規制により認められている場合、コミッション・シェアリング契約または同様の契約を締結することがある。これらの契約は、契約を通じて入手するリサーチまたは売買執行サービスが投資顧問会社の投資に係る意思決定能力または売買執行力を向上させ、それにより投資収益増加の見込みが高まると投資顧問会社が判断する場合にのみ締結されることになる。投資顧問会社は主要な国際ブローカーとこれらの契約を締結し、ブローカーは投資顧問会社に対して提供するリサーチおよび売買執行サービスの支払いにおいて、投資顧問会社からの売買により発生するコミッションを使用するか、または投資顧問会社に提供される第三者リサーチに関して支払うことに同意する。すべての売買は引き続き最善の執行の要件に準拠しており、契約は継続して見直されている。

13. 効率的なポートフォリオ管理

当社は効率的にポートフォリオを管理する目的でデリバティブ契約を締結している。詳細については注記14「デリバティブ商品」および当ファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

当期において、当社は有価証券貸付の契約を締結している。当社は、有価証券貸付の代理人であるブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドは、その活動に関連して報酬を受け取る。当該報酬は、当該活動からの純収益の37.5%を超えてはならず、すべての営業費用はブラックロックの取り分から支払われる。

ブラックロック・アドバイザーズ(ユークー)リミテッドは、高格付の専門的金融機関(以下「取引相手方」という。)と有価証券貸付の契約を締結する裁量を有している。かかる取引相手方には、ブラックロック・アドバイザーズ(ユークー)リミテッドの関連会社が含まれる場合がある。当期に行われた有価証券貸付において、貸付有価証券を受け取った借主は次のとおりである。パークレイズ・バンクplc、パークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、BNPパリバ、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド、クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド、ドイツ銀行AG、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、香港上海銀行Plc、JPモルガン・セキュリティーズplc、マッコーリー銀行リミテッド、メリルリンチ・インターナショナル、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナルplc、野村インターナショナルplc、ロイヤルバンク・オブ・スコットランドPlc、スカンジナビア・エンスキルダ銀行AB、ソシエテ・ジェネラル、ノヴァ・スコシア銀行およびUBS AGである。担保は、毎日時価評価され、有価証券貸付は要求時に返済される。当該貸付は、ETFおよびその他のUCITSの発行に関する欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)のガイドラインを編入している、修正後のCSSF通達08/356の要件を反映した英文目論見書の規定を遵守している場合のみ可能である。

有価証券貸付プログラムからの投資収益は損益および純資産変動計算書に個別に開示されている。

当該受入担保は、規制市場で上場が認められているまたは取引されている有価証券で構成される。この担保は保管銀行またはその代理店が保有している。受領した有価証券担保は基本財務書類には反映されていない。

2016年2月29日現在、関連するファンドの投資有価証券ポートフォリオにおいてアスタリスクで記されている貸付有価証券のファンドレベルでの評価額および保有担保の評価額は以下の表のとおりである。

2016年2月29日現在、貸付有価証券の評価額合計は9,683,515,309米ドルであり、有価証券担保の時価は10,706,982,036米ドルである。

(単位：米ドル)

ファンド	貸付有価証券の評価額	担保の時価
アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	51,127,227	54,993,382
アジア・ドラゴン・ファンド	72,134,391	78,111,046
アジア・グロス・リーダーズ・ファンド	45,593,178	49,633,695
アジア・タイガー・ボンド・ファンド	187,937,446	211,819,380
チャイナ・ファンド	116,224,262	158,548,238
コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド	160,038,287	175,478,529
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	37,911,549	40,057,746
エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド	296,795,929	325,628,515
エマージング・マーケッツ・コーポレート・ボンド・ファンド	1,707,114	2,042,909
エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド	13,934,917	15,151,095
エマージング・マーケッツ・ファンド	18,154,140	19,582,745
エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	46,956,908	50,272,172
ユーロ・ボンド・ファンド	747,818,499	827,174,101
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	63,540,822	71,120,101
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	1,209,650,951	1,374,018,597
ユーロ・マーケッツ・ファンド	189,165,649	199,717,687
ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド	268,800,968	296,730,576
ヨーロッパ・フォーカス・ファンド	182,747,648	199,532,550
ヨーロッパ・ファンド	56,822,257	62,457,661
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	1,332,586	1,787,767
ヨーロッパ・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	129,278,675	139,299,806
ヨーロッパ・バリュー・ファンド	78,892,512	84,221,928
フィクスド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	580,139,101	638,565,107
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	13,085,222	14,340,928
グローバル・アロケーション・ファンド	2,247,785,635	2,441,599,477
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	84,794,017	96,453,779

ファンド	貸付有価証券の評価額	担保の時価
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	57,139,216	62,778,821
グローバル・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンド	50,449,064	55,206,161
グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	202,705,596	234,012,439
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	73,321,395	80,721,360
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	123,886,439	135,402,089
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド	32,342,326	35,334,886
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	97,014,602	112,398,396
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド ⁽¹⁾	11,410,367	12,276,771
グローバル・スモールキャップ・ファンド	33,209,343	39,722,197
ジャパン・フレキシブル・エクイティ・ファンド	57,261,021	71,104,170
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	139,186,594	152,761,862
ラテン・アメリカン・ファンド	22,693,802	23,904,601
ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド	1,261,162	1,343,387
ニュー・エネルギー・ファンド	115,145,084	124,727,509
ノースアメリカン・エクイティ・インカム・ファンド	2,155,602	2,363,506
パシフィック・エクイティ・ファンド	23,782,454	26,009,755
中国人民元ボンド・ファンド	299,139	318,751
スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	37,235,355	40,428,149
ユナイテッド・キングダム・ファンド	33,058,179	36,166,863
USベーシック・バリュー・ファンド	72,405,083	78,556,776
USドル・コア・ボンド・ファンド	27,051,223	29,702,196
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	157,764,045	186,762,100
USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	98,556,199	107,778,362
USフレキシブル・エクイティ・ファンド	9,293,940	10,156,966
USグロース・ファンド	8,640,770	17,402,283
USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	5,235,421	7,869,113
ワールド・アグリカルチャー・ファンド	5,802,099	6,198,415
ワールド・ボンド・ファンド	178,851,175	199,806,809
ワールド・エネルギー・ファンド	36,332,068	38,345,448
ワールド・フィナンシャルズ・ファンド	11,355,054	12,176,659
ワールド・ゴールド・ファンド	238,088,481	254,040,138
ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	249,451,667	270,096,155
ワールド・マイニング・ファンド	555,104,185	598,239,726
ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンド	121,638	128,548
ワールド・テクノロジー・ファンド	13,535,631	14,401,152

(1) ファンドの併合。詳細については注記1を参照のこと。

14. デリバティブ商品

当ファンドはデリバティブ商品を売買することがある。詳細については各ファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

投資有価証券明細表で開示されているとおり、基礎となるエクスポージャーはESMAが公表したガイドラインに従って算定されており、各金融商品の基礎となる資産における同等ポジションの市場価額を表している。債券先物の基礎となるエクスポージャーは、譲渡有価証券の最安値ではなく債券の市場価額に基づいて算定されている。

15. 差入れた有価証券または保証として引渡した有価証券および保証として受取った有価証券

ファンドが担保として差入れた、または保証として引渡した有価証券は当ファンドの投資有価証券明細表において開示されている。当該有価証券はファンドの投資有価証券明細表において「+」で記されており、2016年2月29日現在、その評価額は288,197,888米ドルである。

グローバル・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンドについて、売建コール・オプションの担保は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド、メリルリンチ・インターナショナルおよびバンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッドの三者間契約に基づき差入れられる。担保はファンドの投資有価証券明細表において「^」で記されており、2016年2月29日現在、その評価額は52,762,831米ドルである。

ファンドが保証として受取った有価証券の詳細は、以下の表のとおりである。2016年2月29日現在、これらの有価証券の評価額は5,977,790米ドルである。

ファンド	額面金額	銘柄	評価額 (単位:米ドル)
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	2,444,000	United States Treasury Note/ Bond 3.625% 15/2/2021	2,644,997
ユーロ・ボンド・ファンド	1,040,000	Netherlands Government Bond '144A' 0.25% 15/7/2025	1,087,265
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	2,000,000	Federal Home Loan Mortgage Corp 3.5% 1/2/2026	599,339
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	1,000	Federal Home Loan Mortgage Corp 3.5% 1/6/2043	785
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	274,000	United Kingdom Gilt 4.25% 7/9/2039	502,529
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	100,000	France Government Bond OAT 1% 25/5/2019	111,181
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	27,400	Bank of America Corp	343,048
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	235,000	HCA Inc 6.5% 15/2/2020	195,287
ワールド・ボンド・ファンド	425,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 3.5% 1/6/2018	493,359

16. 現金担保

当ファンドはさまざまな取引相手とデリバティブの取引を行っている。デリバティブの取引相手は、投資有価証券明細表に示されている。デリバティブの取引相手は以下のとおりである。バンク・オブ・アメリカ、バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ、パークレイズ、BNYメロン、BNPパリバ、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー、シティグループ、シティバンク、オーストラリア・コモンウェルス銀行、クレディ・スイス、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、香港上海銀行Plc、JPモルガン、メリルリンチ、モルガン・スタンレー、野村、ノーザン・トラスト、RBS Plc、ロイヤルバンク・オブ・カナダ、ソシエテ・ジェネラル、スタンダードチャータード銀行、ステート・ストリート、トロント・ドミニオン、UBSおよびウェストパックである。スワップ契約、先物取引、売建オプション(プットおよびコール)、買建オプション(プットおよびコール)およびスワップに係る担保/証拠金について、取引相手が当社へのエクスポージャーを補う場合、担保/証拠金が支払われ、当社が取引相手へのエクスポージャーを補う場合、担保/証拠金が受取られる。「ブローカーに対する債権」は、ポートフォリオのクリアリング・ブローカーおよびさまざまな取引相手から受取った現金担保からなる。「ブローカーに対する債務」は、ポートフォリオのクリアリング・ブローカーおよびさまざまな取引相手に支払った現金担保からなる。

2016年2月29日現在の保有スワップ契約、店頭オプション取引および先物取引に関連するブローカーからの/(に
対する)現金担保および証拠金残高は、以下の表のとおりである。

ファンド	通貨	ブローカーからの スワップ契約 および店頭 オプション取引 現金担保残高	ブローカーに 対するスワップ 契約および 店頭オプション 取引 現金担保残高	ブローカー からの 先物取引 証拠金残高	ブローカーに 対する 先物取引 証拠金残高
アジア・ローカル・ボンド・ファンド	米ドル	26,000	-	-	-
アジア・タイガー・ボンド・ファンド	米ドル	4,248,000	-	-	-
チャイナ・ファンド	米ドル	-	-	2,032,698	-
コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド	ユーロ	-	-	2	-
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	米ドル	4,760,000	(1,960,000)	582,138	-
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	米ドル	720,000	-	222,086	-
ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	-	(1,090,000)	12,409,000	-
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	ユーロ	-	(365,000)	1,789,631	-
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	ユーロ	-	(1,990,000)	28,375,091	-
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	ユーロ	-	-	143,360	-
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	米ドル	4,480,000	(11,167,662)	65,137,698	-
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	ユーロ	-	(270,000)	4,705,063	-
グローバル・アロケーション・ファンド	米ドル	1,985,000	(7,859,898)	-	(3,210,682)
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	米ドル	510,000	-	9,944,957	-
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	米ドル	2,747,000	(549,089)	-	(170,064)
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	米ドル	-	-	-	(182,256)
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	米ドル	-	-	2,121,000	-
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	840,000	(1,240,000)	12,778,933	-
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド	米ドル	-	-	240,753	-
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	米ドル	13,390,000	-	6,081,224	-
インド・ファンド	米ドル	-	-	5,664,751	-
ナチュラル・リソース・グロース・アワード・インカム・ファンド	米ドル	-	-	97,310	-
USドル・コア・ボンド・ファンド	米ドル	-	-	1,351,213	-
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	5,130,000	(1,370,000)	17,872,798	-
USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	米ドル	-	(364,943)	1,817,622	-
USフレキシブル・エクイティ・ファンド	米ドル	-	-	463,823	-
USガバメント・モーゲージ・ファンド	米ドル	-	-	422,328	-
ワールド・ボンド・ファンド	米ドル	-	-	5,810,501	-

17. 配当金

配当金の支払いに関連する取締役の現行の方針は投資証券クラスによって異なる。無分配投資証券クラスに関する現行の方針はすべての純投資利益を留保し再投資することである。そのため、当該利益は純資産価額に留保され、該当クラスの投資証券1口当たり純資産価額に反映される。分配型投資証券クラスの場合、当期の投資収益の純額または全額を分配する投資証券クラスについては当期の費用控除後のほぼすべての投資収益を分配する方針であり、総額を分配する投資証券クラスについては分配に費用控除前の資本金の一部が含まれることがある。取締役は、実現および未実現キャピタル・ゲイン（純額）の両方からの配当金を含めて配当を行うか否か、またどの程度含めるかについて決定することもできる。当ファンドの一部および/または投資証券クラスの一部（例えば、安定分配型投資証券、金利差分配型投資証券および基準額以上分配型投資証券）は、収益、実現および未実現キャピタル・ゲイン（純額）だけでなく資本金からも分配を行うことができる。分配型投資証券クラスが実現または未実現キャピタル・ゲイン（純額）からの配当金を含めて配当を行う場合、もしくは費用控除前の総収益を分配するファンドの場合は、配当金に当初の資本金が含まれる可能性がある。ファンドの資本金から配当金が支払われる場合、資本金が減額されることになり、追加の増資が必要になる可能性がある。

ファンドが英国報告型であり報告収益が分配額を超過する場合は、当該剰余金がみなし配当金として処理され、投資家の税務上の立場に応じて課税されることになる。

分配型投資証券を発行するファンドについては、ファンドの種類により、配当金の支払頻度が決定され、通常、配当金は以下のとおりに支払われる。

- ・ 債券分配型ファンドについては、配当原資となる収益がある場合、月次。
- ・ アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・タイガー・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ユーロ・ボンド・ファンド、ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド、ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド、ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、フィクスド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド、ノースアメリカン・エクイティ・インカム・ファンドおよび中国人民元ボンド・ファンド（および、取締役が随時決定するその他のファンド）については、配当原資となる収益がある場合、四半期毎。
- ・ 株式分配型ファンドについては、取締役の裁量により、年次。

毎月配当金を支払う分配型ファンドは、更に以下のとおりに分類される。

- ・ 配当金が日次で算定される毎日分配型投資証券
- ・ 配当金が月次で算定される毎月分配型投資証券
- ・ 配当金が予想総収益額をもとに月次で算定される安定分配型投資証券
- ・ 配当金が通貨ヘッジ投資証券クラスから生じる予想総収益額および金利差をもとに月次で算定される金利差分配型投資証券

投資家は、毎日分配型投資証券、毎月分配型投資証券、安定分配型投資証券または金利差分配型投資証券のいずれを保有するか選択できる。

毎四半期分配型投資証券および基準額以上分配型投資証券については、四半期毎に配当金が支払われる。

毎年分配型投資証券については、年次で配当金が支払われる。

配当金の宣言および支払ならびに投資主が利用可能な再投資の選択については、英文目論見書に記載されている。

18. 下引受けに係る収益

当社は、保管銀行の同意のもと下引受契約を締結することがある。下引受契約により、当社は報酬と引き換えに他の引受人による投資に先立ち、株式発行が担保される。当期において、受託引受契約に係る収益を受け取ったファンドはなかった。

19. 後発事象

重要な後発事象はなかった。

インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド

要約損益計算書

	2016年3月31日に 終了した6ヶ月間	2015年3月31日に 終了した6ヶ月間
	千ユーロ	千ユーロ
営業収益	(623)	(45)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失	(39)	(7)
リバース・ディストリビューション・メカニズムによる収益	765	138
収益合計	103	86
営業費用	(263)	(112)
金融資産のネガティブ・イールド	(99)	(7)
当期純営業損失	(259)	(33)
財務費用：		
支払利息	-	(3)
財務費用合計	-	(3)
当期純損失	(259)	(36)
英文目論見書に記載されている評価方法に合わせるための調整	53	11
運用による償還可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産の減少	(206)	(25)

本要約損益計算書に計上された損益以外で当会計期間に認識された損益はない。当会計期間の損益は、全額が継続運用に関連している。

償還可能参加型投資証券保有者に帰属する要約純資産変動計算書

	2016年3月31日に 終了した6ヶ月間	2015年3月31日に 終了した6ヶ月間
	千ユーロ	千ユーロ
償還可能参加型投資証券保有者に帰属する期首純資産	547,175	1,046,765
運用による償還可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産の減少	(206)	(25)
投資証券取引：		
償還可能参加型投資証券の発行による収入	540,112	1,001,855
償還可能参加型投資証券の買戻しによる支払	(543,983)	(1,527,825)
リバース・ディストリビューション・メカニズムによる投資証券の取消し	(765)	(138)
投資証券取引による純資産の減少	(4,636)	(526,108)
償還可能参加型投資証券保有者に帰属する期末純資産	542,333	520,632

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド

要約貸借対照表

	2016年3月31日現在	2015年9月30日現在
	千ユーロ	千ユーロ
流動資産		
現金	39,701	49,148
差入れられた現金担保	50	50
未収金	6,226	4,583
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	506,484	493,463
流動資産合計	552,461	547,244
流動負債		
未払金	(10,211)	(99)
流動負債合計	(10,211)	(99)
償還可能参加型投資証券保有者に帰属する期末純資産	542,250	547,145
英文目論見書に記載されている評価方法に合わせるための調整	83	30
償還可能参加型投資証券保有者に帰属する期末純資産価額	542,333	547,175

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド

要約貸借対照表(続き)

	2016年3月31日現在	2015年9月30日現在
	口	口
発行済償還可能参加型投資証券口数		
エージェンシー(累積投資型)投資証券	110,096	113,372
コア(累積投資型)投資証券	988,462	1,111,064
コア(分配型)投資証券	89,923,245	91,037,613
G累積投資型投資証券	14	12,546
ヘリテージ(分配型)投資証券	156,219,002	137,261,182
プレミア(累積投資型)投資証券	13,500	13,500
プレミア(分配型)投資証券	183,815,849	181,044,197
セレクト(分配型)投資証券	5,037	5,045
償還可能参加型投資証券1口当たり純資産価額	ユーロ	ユーロ
エージェンシー(累積投資型)投資証券	101.40	101.55
コア(累積投資型)投資証券	101.01	101.20
コア(分配型)投資証券	1.00	1.00
G累積投資型投資証券	996.91	998.74
ヘリテージ(分配型)投資証券	1.00	1.00
プレミア(累積投資型)投資証券	99.71	99.89
プレミア(分配型)投資証券	1.00	1.00
セレクト(分配型)投資証券	1.00	1.00

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

投資有価証券明細表 2016年3月31日現在(未監査)

銘柄	ク - ボン	償還年月日	額面金額	評価額 (千ユーロ)	純資産比率 (%)
固定利付国債					
フィンランド					
Finland Government Bond	1.75%	15/04/2016	17,000,000	17,009	3.13
フランス					
Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale	3.63%	25/04/2016	3,605,000	3,613	0.67
France Government Bond OAT	3.25%	25/04/2016	85,000,000	85,170	15.70
French Treasury Bill BTF	0.00%	06/04/2016	25,000,000	25,001	4.61
French Treasury Bill BTF	0.00%	13/04/2016	6,000,000	6,001	1.11
French Treasury Bill BTF	0.00%	20/04/2016	20,000,000	20,004	3.69
French Treasury Bill BTF	0.00%	04/05/2016	4,000,000	4,001	0.74
French Treasury Bill BTF	0.00%	19/05/2016	6,000,000	6,003	1.11
French Treasury Bill BTF	0.00%	01/06/2016	20,000,000	20,014	3.69
French Treasury Bill BTF	0.00%	15/06/2016	14,000,000	14,012	2.58
French Treasury Bill BTF	0.00%	06/07/2016	35,400,000	35,439	6.53
French Treasury Note BTAN	2.50%	25/07/2016	3,400,000	3,430	0.63
Unedic SA	0.38%	29/04/2016	600,000	600	0.11
				223,288	41.17
ドイツ					
Bundesobligation	2.75%	08/04/2016	20,000,000	20,003	3.69
Bundesrepublik Deutschland	6.00%	20/06/2016	4,000,000	4,052	0.75
Bundesrepublik Deutschland	4.00%	04/07/2016	14,400,000	14,558	2.69
FMS Wertmanagement	2.75%	03/06/2016	13,700,000	13,769	2.54
KFW	3.13%	08/04/2016	2,825,000	2,826	0.52
KFW	0.25%	02/05/2016	8,800,000	8,804	1.62
KFW	0.50%	25/07/2016	17,300,000	17,345	3.20
KFW	2.00%	07/09/2016	2,000,000	2,020	0.37
State of North Rhine-Westphalia	0.50%	14/04/2016	13,775,000	13,778	2.54
State of North Rhine-Westphalia	2.38%	30/06/2016	7,450,000	7,497	1.38
				104,652	19.3
オランダ					
Dutch Treasury Bill	0.00%	29/04/2016	24,000,000	24,009	4.43
Dutch Treasury Bill	0.00%	29/07/2016	15,700,000	15,724	2.90
Netherlands Government Bond	0.00%	15/04/2016	18,500,000	18,499	3.41
				58,232	10.74
固定利付国債合計				403,181	74.34
固定利付社債					
オランダ					
Bank Nederlandse Gemeenten NV	4.13%	28/06/2016	41,163,000	41,583	7.67
Bank Nederlandse Gemeenten NV	2.25%	24/08/2016	23,062,000	23,289	4.29
				64,872	11.96
固定利付社債合計				64,872	11.96
国際機関債					
European Investment Bank	3.50%	15/04/2016	429,000	429	0.08
国際機関債合計				429	0.08
債券合計				468,482	86.38

インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズPLC

(訳者注：2016年3月31日に終了した6ヶ月間におけるインスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンドの個別の財務書類注記は作成されていないため、インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズPLCの財務書類注記を含めている。)

財務書類に対する注記

2016年3月31日に終了した6ヶ月間

1. 会計方針

準拠表明

当社の財務書類は、財務報告基準第104号「中間財務報告」(以下「FRS第104号」)およびアイルランド中央銀行のUCITS規定に準拠して作成されている。

FRS第104号は2015年3月に財務報告評議会(FRC)により発行され、2007年に会計基準審議会が発行した半期財務報告に係る基準書を置き換える。

FRS第104号は、2015年1月1日以降に開始する中間期間より適用される。

財務報告基準(以下「FRS」)第102号への移行。英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準。

2012年、2013年および2014年において、FRCは英国およびアイルランド共和国における財務報告基準を改定した。当該改定では財務報告が根本的に改良され、現存の基準を複数の財務報告新基準へ置き換えた。当社に関連のある新基準はFRS第102号「英国およびアイルランド共和国で適用可能な財務報告基準」およびFRS第104号「中間財務報告」である。FRS第102号およびFRS第104号は2015年1月1日以降に開始する会計期間より適用され、早期適用も認められている。

新会計処理の枠組みへの移行日が2015年10月1日であるため、2015年9月30日に終了した会計年度に係る比較対象表示額は、FRS第102号への移行調整後の当社の当該会計年度に係る財務書類に基づいている。

2015年10月1日付で、当社はFRS第102号を適用した。FRS第102号への移行によって、2015年9月30日現在の財務書類において従前に報告および表示された当社の財政状態、運用成績または損益に生じた変更はない。当期間における当社の財政状態および運用成績を算定するための測定基準は、2015年9月30日における従前の財務報告の枠組みに基づき報告されたものと同じである。

当社の直近年次財務書類における直近の期間において従前の財務報告の枠組みに準拠して算定された損益と、同期間においてFRS第102号に準拠して算定された損益とに差異はない。

2017年1月1日以降に開始する会計年度から適用されるFRS第102号の修正「公正価値ヒエラルキーの開示」は早期適用されている。当該修正は、金融商品に関する公正価値の開示とEUが採用したIFRSで要求されている当該開示との整合性を高めるものである。

FRS第102号に基づく当該財務書類を作成する際に適用された会計方針は、特記されているものを除き、従前の会計処理の枠組みに基づく過年度の財務書類を作成する際に適用された会計方針と整合している。

公正価値の測定

FRS第102号の初度適用時に、報告企業は、金融商品に関する会計処理について以下のいずれかを適用することが要求されている。a) FRS第102号のセクション11「基本金融商品」およびセクション12「その他の金融商品に関する事項」のすべての規定、b) IAS第39号「金融商品：認識および測定」の認識および測定に係る規定、ならびにFRS第102号のセクション11およびセクション12の開示要件のみ、c) IFRS第9号「金融商品」ならびに/またはIAS第39号(IFRS第9号の公表に伴い修正)の認識および測定に係る規定、ならびにFRS第102号のセクション11およびセクション12の開示要件のみ。当社は、IAS第39号の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件が金融機関に適用されていることから、これらの規定および開示要件のみを適用することを選択しました。

会計方針の変更

会計方針の変更の性質

ファンドの基準通貨で保有される、安定的NAVの短期金融商品への投資は現在、要約貸借対照表の現金同等物に分類されている。

会計方針変更の理由

FRS第102号セクション7に基づき、現金同等物は「一定額の現金に容易に転換可能であり、かつ重要性の低い価値変動リスクを伴う流動性の高い短期投資」として定義されている。満期までの期間が短い投資は通常、現金同等物とみなされている。インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズ・パブリック・リミテッド・カンパニー（以下「ICS」）における以下のファンドの特定投資証券クラス、すなわちインスティテューショナル・ユーロ・リクイディティ・ファンド、インスティテューショナル・英ポンド・リクイディティ・ファンドおよびインスティテューショナル・米ドル・リクイディティ・ファンドへの投資はこの定義を満たしており、これら投資の現金同等物への分類は当該取引の経済的実態をより正確に反映している。この変更によるファンドの純資産価値への影響はなかった。

当期および過年度の表示期間における金額調整

会計方針の変更により組替が生じ、これによって要約貸借対照表では損益を通じて公正価値で測定する金融資産の価値が減少し、現金同等物の価値が増加した。ICSへの投資に関する組替の全ての金額については、各ファンドの要約貸借対照表上の現金同等物を参照のこと。

リバース・ディストリビューション・メカニズム

当期において、リバース・ディストリビューション・メカニズム（以下「RDM」）は、インスティテューショナル・ユーロ・アセット・リクイディティ・ファンド、インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンドおよびインスティテューショナル・ユーロ・リクイディティ・ファンドに対して引き続き適用されている。RDMにより、短期金融市場がネガティブ・イールドである場合、英文目論見書の規定に準拠して、分配型投資証券の取消しまたは累積投資型投資証券のネガティブ・インカム値までの減額が認められる。RDMはファンドがネガティブ・イールドとなった後の各取引日において引き続き適用される。リバース・ディストリビューション・メカニズムに帰属する収益は損益計算書において認識される。

比較金額

特定の過去の会計期間 / 会計年度に係る金額は当期の表示に合わせて組替えられている。

2. ソフト・コミッション

2016年3月31日に終了した会計期間（2015年3月31日：なし）において、当社の代理として投資運用会社が締結したソフト・コミッション契約はない。

3. ポートフォリオの変動

当期間に係るポートフォリオ変動表は、請求により、事務代行会社から無料で入手可能である。

4. 換算レート

2016年3月31日および2015年9月30日現在の換算レートは以下のとおりである。

	2016年3月31日	2015年9月30日
1英ポンド＝		
カナダ・ドル	1.8591	2.0308
ユーロ	1.2613	1.3570
米ドル	1.4373	1.5147

2016年3月31日に終了した会計期間および2015年9月30日に終了した会計年度において、日々の換算レートの平均は以下のとおりである。

	2016年3月31日	2015年9月30日
1英ポンド＝		
カナダ・ドル	1.9812	1.8973
ユーロ	1.3417	1.3477
米ドル	1.4747	1.5453

5. ポートフォリオの効果的な運用

当社はポートフォリオを効果的に運用する目的で、リバース・レポ契約を締結する場合がある。詳細な開示については信用 / 取引相手リスクの説明(b)およびファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

6. 後発事象

2016年4月1日に、更新された英文目論見書は、当ファンド投資証券のフランクフルト証券取引所セカンダリーへの上場を認めるため公表された。

2016年5月6日に、インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド、インスティテューショナル・ユーロ・リクイディティ・ファンド、インスティテューショナル・英ポンド・ガバメント・リクイディティ・ファンド、インスティテューショナル・英ポンド・リクイディティ・ファンド、インスティテューショナル・米ドル・リクイディティ・ファンドおよびインスティテューショナル・USトレジャリー・ファンドのクラスFA投資証券の設定により、更新された英文目論見書が公表された。インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンドおよびインスティテューショナル・USトレジャリー・ファンドの投資方針について軽微な修正も行われた。

7. 財務書類の承認

取締役会は2016年5月26日に当財務書類を承認した。

2 【ファンドの現況】

ブラックロック欧州株式オープン(平成28年9月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	3,172,487,473円
負債総額	38,921,485円
純資産総額(-)	3,133,565,988円
発行済数量	2,486,704,599口
1 単位当たり純資産額(/)	1.2601円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 受益証券の名義書換え等
該当事項はありません。
- 2 受益者名簿の閉鎖の時期
受益者名簿は作成しません。
- 3 投資者に対する特典
該当事項はありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限は設けておりません。
- 5 受益権の譲渡
 - (1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、
 - (2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
 - (3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 6 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- 7 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、
- 8 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 9 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 2,435,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 10,158株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役ににより構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成28年9月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	64本	602,541百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		67本	3,537,838百万円
合計		131本	4,140,379百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

4．会社法第319条第1項に基づく平成26年11月18日付け臨時株主総会書面決議により、定款を一部変更し、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。

したがって、前事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月となっております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第28期 (平成26年12月31日現在)	第29期 (平成27年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	10,971	14,514
立替金	18	6
前払費用	121	146
未収入金	2 208	207
未収委託者報酬	1,102	1,077
未収運用受託報酬	2,606	2,742
未収収益	2 852	1,467
繰延税金資産	948	882
関係会社短期貸付金	2 -	130
その他流動資産	3	4
流動資産計	16,833	21,179
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1 1,391	1,223
器具備品	1 346	292
有形固定資産計	1,738	1,515
無形固定資産		
ソフトウェア	1	0
のれん	685	154
クライアント・リレーションシップ資産	230	-
無形固定資産計	916	155
投資その他の資産		
長期差入保証金	980	967
前払年金費用	315	409
長期前払費用	27	17
繰延税金資産	-	9
投資その他の資産計	1,323	1,404
固定資産計	3,978	3,075
資産合計	20,811	24,255

	第28期 (平成26年12月31日現在)	第29期 (平成27年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	159	80
未払金	2	
未払収益分配金	2	3
未払償還金	75	75
未払手数料	386	346
その他未払金	88	947
未払費用	2	1,091
未払消費税等	204	238
未払法人税等	1,001	561
賞与引当金	1,761	1,875
資産除去債務	42	-
役員賞与引当金	98	150
早期退職慰労引当金	36	7
流動負債計	5,104	5,377
固定負債		
退職給付引当金	51	53
資産除去債務	250	254
繰延税金負債	17	-
固定負債計	320	308
負債合計	5,425	5,685
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金	2,316	2,316
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,452	9,634
利益剰余金合計	6,788	9,971
株主資本合計	15,386	18,569
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	-
評価・換算差額等合計	-	-
純資産合計	15,386	18,569
負債・純資産合計	20,811	24,255

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第28期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	第29期 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,449	4,339
運用受託報酬	1 5,762	10,063
その他営業収益	1 6,135	9,911
営業収益計	15,347	24,315
営業費用		
支払手数料	1,167	1,478
広告宣伝費	356	262
調査費		
調査費	256	398
委託調査費	1 2,678	4,371
調査費計	2,934	4,770
委託計算費	76	124
営業雑経費		
通信費	56	61
印刷費	58	74
諸会費	22	27
営業雑経費計	136	163
営業費用計	4,672	6,799
一般管理費		
給料		
役員報酬	262	548
給料・手当	2,665	3,631
賞与	1,355	2,231
給料計	4,282	6,411
退職給付費用	185	227
福利厚生費	531	731
事務委託費	1 1,007	1,954
交際費	37	54
寄付金	5	5
旅費交通費	163	208
租税公課	92	107
不動産賃借料	583	735
水道光熱費	75	75
固定資産減価償却費	186	214
のれん償却額	516	530
クライアント・リレーションシップ資産償却費	230	230
資産除去債務利息費用	2	3
諸経費	286	376
一般管理費計	8,187	11,869
営業利益	2,486	5,645

(単位:百万円)

	第28期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	第29期 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業外収益		
受取利息	0	6
有価証券売却益	142	-
為替差益	13	-
雑益	6	28
営業外収益計	163	34
営業外費用		
支払利息	49	-
為替差損	-	32
固定資産除却損	38	34
営業外費用計	88	66
経常利益	2,561	5,613
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	104	26
特別損失計	104	26
税引前当期純利益	2,457	5,586
法人税、住民税及び事業税	1,507	2,366
法人税等調整額	372	37
当期純利益	1,322	3,182

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成26年4月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	5,129	5,465	14,063	40	40	14,103
事業年度中の変動額											
当期純利益						1,322	1,322	1,322			1,322
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									40	40	40
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,322	1,322	1,322	40	40	1,282
平成26年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,452	6,788	15,386	-	-	15,386

第29期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成27年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,452	6,788	15,386	-	-	15,386
事業年度中の変動額											
当期純利益						3,182	3,182	3,182			3,182
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	3,182	3,182	3,182	-	-	3,182
平成27年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	-	-	18,569

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

- (3) 賞与引当金の計上方法
従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - (4) 役員賞与引当金の計上方法
役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - (5) 早期退職慰労引当金の計上方法
早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (2) 決算日の変更について
会社法第319条に基づく平成26年11月18日付け臨時株主総会書面決議により、定款を一部変更し、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。
従って、前事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月となっております。
 - (3) 連結納税制度の適用
当事業年度より、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
建物附属設備	892 百万円	1,039 百万円
器具備品	702 百万円	649 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
未収入金	201 百万円	200 百万円
未収収益	510 百万円	379 百万円
短期貸付金	- 百万円	130 百万円
未払金	- 百万円	930 百万円
未払費用	316 百万円	201 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

（損益計算書関係）

1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)		(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
その他営業収益	3,611	百万円	4,286	百万円
委託調査費	353	百万円	467	百万円
事務委託費	1,210	百万円	613	百万円
運用受託報酬	0	百万円	1	百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（平成26年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	10,971	10,971	-
(2) 未収委託者報酬	1,102	1,102	-
(3) 未収運用受託報酬	2,606	2,606	-
(4) 未収収益	852	852	-
(5) 長期差入保証金	980	971	9
資産計	16,514	16,504	9
(1) 未払手数料	386	386	-
(2) 未払費用	1,246	1,246	-
負債計	1,633	1,633	-

当事業年度（平成27年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	14,514	14,514	-
(2) 未収委託者報酬	1,077	1,077	-
(3) 未収運用受託報酬	2,742	2,742	-
(4) 未収収益	1,467	1,467	-
(5) 長期差入保証金	967	959	7
資産計	20,769	20,761	7
(1) 未払手数料	346	346	-
(2) 未払費用	1,091	1,091	-
負債計	1,437	1,437	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	10,971	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,102	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,606	-	-	-
(4) 未収収益	852	-	-	-
(5) 長期差入保証金	26	904	40	10
合計	15,559	904	40	10

当事業年度（平成27年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	14,514	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,077	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,742	-	-	-
(4) 未収収益	1,467	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	907	48	11
合計	19,801	907	48	11

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年12月31日）

前事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他	942	142	-

当事業年度（平成27年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,580
勤務費用	164
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	52
退職給付の支払額	221
退職給付債務の期末残高	1,587

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
年金資産の期首残高	2,050
期待運用収益	13
数理計算上の差異の発生額	176
事業主からの拠出額	185
退職給付の支払額	221
年金資産の期末残高	2,205

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,536
年金資産	2,205
	669
非積立型制度の退職給付債務	51
未積立退職給付債務	618
未認識数理計算上の差異	323
未認識過去勤務費用	31
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	263
退職給付引当金	51
前払年金費用	315
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	263

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
勤務費用	164
利息費用	11
期待運用収益	13
数理計算上の差異の費用処理額	20
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	138
特別退職金	104
合計	242

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券68%、株式29%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.1%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、46百万円でありました。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び 確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の 確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、 から の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,587
勤務費用	223
利息費用	10
数理計算上の差異の発生額	10
退職給付の支払額	171
退職給付債務の期末残高	1,661

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
年金資産の期首残高	2,205
期待運用収益	24
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	256
退職給付の支払額	171
年金資産の期末残高	2,304

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成27年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,607
年金資産	2,304
	697
非積立型制度の退職給付債務	53
未積立退職給付債務	643
未認識数理計算上の差異	261
未認識過去勤務費用	26
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	355
退職給付引当金	53
前払年金費用	409
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	355

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
勤務費用	223
利息費用	10
期待運用収益	24
数理計算上の差異の費用処理額	4
過去勤務費用の処理額	41
確定給付制度に係る退職給付費用合計	164
特別退職金	26
合計	191

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成27年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券70%、株式27%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.2%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、64百万円 でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年12月31日)	(平成27年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	231	155
賞与引当金	616	619
資産除去債務	104	82
資産調整勘定	73	46
未払事業税	74	105
早期退職慰労引当金	12	2
退職給付引当金	18	17
有形固定資産	0	0
その他	23	15
繰延税金資産合計	1,156	1,046
繰延税金負債		
無形固定資産	81	-
退職給付引当金	112	132
資産除去債務に対応する除去費用	31	21
繰延税金負債合計	225	153
繰延税金資産の純額	931	892

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年12月31日)	(平成27年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	948	882
固定資産 - 繰延税金資産	-	9
固定負債 - 繰延税金負債	17	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	35.6%	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4	3.0
損金不算入ののれん償却額	7.5	3.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.2
その他	0.4	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.0%	43.0%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
期首残高	306	293
時の経過による調整額	2	3
資産除去債務の履行による減少額	-	42
見積りの変更による増減額	15	-
期末残高	293	254

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

前事業年度において、一部の資産について資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を下回る見込みであることが明らかになったことから、見積もりの変更により資産除去債務を15百万円減少させております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,449	5,762	6,135	15,347

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
8,479	5,353	1,514	15,347

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	3,611	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	1,690	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,339	10,063	9,911	24,315

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,272	8,558	2,483	24,315

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,287	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,857	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンス・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	13,067 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	510
							受入 手数料	3,611		
							委託 調査費	353	未払費用	316
							事務 委託費	1,210		

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンス・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	13,482 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	1	未収収益	379
							受入 手数料	4,286		
							委託 調査費	467	未払費用	201
							事務 委託費	613		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	未収入金	200
									未収収益	0
									短期 貸付金	130
									その他 未払金	930

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ルックス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	2百万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	資金の返済	2,737	長期借入金	-
							支払利息	49	未払利息	-
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	1,690	未収収益	183

当事業年度（自平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,857	未収入金	3
							委託調査費	3	未収収益	736
							事務委託費	0	未払費用	1
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	1,723米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	543	未収収益	49
							委託調査費	1,449	未払費用	142
							事務委託費	74		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (6) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

- ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
- ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）
- ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1株当たり情報)

項 目	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)	(自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	1,514,717 円 33 銭	1,828,038 円 62 銭
1株当たり当期純利益金額	130,237 円 41 銭	313,321 円 29 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)	(自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
当期純利益 (百万円)	1,322	3,182
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	1,322	3,182
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,158	10,158

独立監査人の監査報告書は、当事業年度(自 平成27年1月1日 至平成27年12月31日)を対象としております。

【中間財務諸表】

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成28年6月30日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金	2	15,696
立替金		1
前払費用		149
未収入金		2
未収委託者報酬		1,040
未収運用受託報酬		2,056
未収収益		963
繰延税金資産		485
その他流動資産		7
流動資産計		20,404
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	1,158
器具備品	1	466
有形固定資産計		1,625
無形固定資産		
ソフトウェア		3
のれん		126
無形固定資産計		130
投資その他の資産		
長期差入保証金		970
前払年金費用		454
長期前払費用		13
投資その他の資産計		1,438
固定資産計		3,194
資産合計		23,599

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成28年6月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	121
未払金	
未払収益分配金	3
未払償還金	75
未払手数料	322
その他未払金	363
未払費用	1,086
未払消費税等	84
未払法人税等	185
賞与引当金	927
役員賞与引当金	75
早期退職慰労引当金	29
流動負債計	3,275
固定負債	
退職給付引当金	58
資産除去債務	256
繰延税金負債	5
固定負債計	320
負債合計	3,595
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,435
資本剰余金	
資本準備金	2,316
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,162
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	11,069
利益剰余金合計	11,405
株主資本合計	20,003
純資産合計	20,003
負債・純資産合計	23,599

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間	
	(自 平成28年1月1日	至 平成28年6月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,885
運用受託報酬		4,671
その他営業収益		5,143
営業収益計		11,700
営業費用		
支払手数料		601
広告宣伝費		77
調査費		
調査費		194
委託調査費		2,097
調査費計		2,292
委託計算費		54
営業雑経費		
通信費		28
印刷費		36
諸会費		11
営業雑経費計		76
営業費用計		3,101
一般管理費		
給料		
役員報酬		362
給料・手当		1,886
賞与		1,251
給料計		3,500
退職給付費用		129
福利厚生費		394
事務委託費		1,104
交際費		22
寄付金		0
旅費交通費		113
租税公課		65
不動産賃借料		365
水道光熱費		31
固定資産減価償却費	1	105
のれん償却額	1	28
資産除去債務利息費用		1
諸経費		222
一般管理費計		6,086
営業利益		2,512

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
営業外収益	
受取利息	2
還付加算金等	0
雑益	0
営業外収益計	2
営業外費用	
為替差損	99
雑損	0
営業外費用計	99
経常利益	2,415
特別損失	
特別退職金	81
特別損失計	81
税引前中間純利益	2,333
法人税、住民税及び事業税	486
法人税等調整額	412
中間純利益	1,434

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
平成28年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	18,569
中間事業年度中の変動額									
中間純利益						1,434	1,434	1,434	1,434
株主資本以外の項目の中間 事業年度中の変動額（純額）									
中間事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,434	1,434	1,434	1,434
平成28年6月30日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	11,069	11,405	20,003	20,003

(重要な会計方針)

項 目	中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月30日
1. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間(5～9年)に基づく定額法によっております。</p>

項目	中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月30日
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。</p> <p>確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 平成28年6月30日	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	1,114百万円
器具備品	679百万円
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	-
差引額	1,000百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	105百万円
無形固定資産	28百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	10,158			10,158
合計	10,158			10,158
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

(金融商品関係)

中間会計期間	
自	平成28年1月 1日
至	平成28年6月30日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

中間会計期間
自 平成28年1月 1日
至 平成28年6月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金・預金	15,696	15,696	-
未収委託者報酬	1,040	1,040	-
未収運用受託報酬	2,056	2,056	-
未収収益	963	963	-
長期差入保証金	970	970	-
資産計	20,727	20,727	-
未払手数料	322	322	-
未払費用	1,086	1,086	-
負債計	1,409	1,409	-

（注）

金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

但し、上記レートがマイナスとなる場合は、割引率はゼロを使用しております。

未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

中間会計期間	
自	平成28年1月 1日
至	平成28年6月30日
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1.	当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2.	当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3.	当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減
	期首残高 254 百万円
	時の経過による調整額 1 百万円
	中間会計期間末残高 <u>256</u> 百万円

(セグメント情報等)

中間会計期間				
自 平成28年1月 1日				
至 平成28年6月30日				
1. セグメント情報				
当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
2. 関連情報				
製品及びサービスに関する情報				
(単位：百万円)				
	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	1,885	4,671	5,143	11,700
地域に関する情報				
(1) 売上高				
(単位：百万円)				
日本	北米	その他	合計	
6,060	4,226	1,413	11,700	
(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。				
(2) 有形固定資産				
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。				
主要な顧客に関する情報				
営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。				
(単位：百万円)				
相手先	営業収益	関連する セグメント名		
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	2,349	投資運用業		
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	1,352	投資運用業		

(デリバティブ取引関係)

中間会計期間	
自 平成28年1月 1日	
至 平成28年6月30日	
当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。	

(1株当たり情報)

		中間会計期間
		自 平成28年1月 1日
		至 平成28年6月30日
1株当たり純資産額		1,969,229円09銭
1株当たり中間純利益		141,190円46銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		
1株当たり中間純利益の算定上の基礎		
損益計算書上の中間純利益		1,434百万円
1株当たり中間純利益の算定に 用いられた普通株式に係る中間純利益		1,434百万円
期中平均株式数		10,158株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
平成23年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
平成25年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
平成26年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円(平成28年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円(平成28年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成28年3月末現在)	事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000	
株式会社SBI証券	47,937	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	
高木証券株式会社	11,069	
野村證券株式会社*	10,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	8,000	
楽天証券株式会社	7,495	

* 野村證券株式会社は、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社（受託者）として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月26日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星	知	子	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	島	紀	子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月2日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック欧州株式オープンの平成28年3月16日から平成28年9月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック欧州株式オープンの平成28年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年8月31日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 知 子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 紀 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。